

令和5年

第64回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和5年2月10日	開会
	令和5年2月10日	閉会

令和5年第64回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 2月10日
 開会 2月10日 会期 1日間

目次	月日(曜)	会議区分	開議時刻	摘 要
1	2月10日(金)	本会議	午前10時00分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 広域連合長の施政方針 一般質問 議案の審議 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護に関する法律施行条例 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 議案第4号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第4号) 議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第2号) 議案第6号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算 議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

2 月 1 0 日 (金)

令和5年第64回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和5年64回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和5年2月10日（金）沖縄県介護保険広域連合 3階大会議室に招集された。

1. 開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和5年2月10日 : 午前10時00分）

閉会（令和5年2月10日 : 午後15時33分）

開会の宣告（議長 花城 勝男）

閉会の宣告（議長 花城 勝男）

2. 応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
1	島袋晴美
2	大山美佐子
3	東江光枝
4	島袋輝也
6	當山直彦
7	眞栄田絵麻
8	仲間トム
9	島袋義範
10	上地義則
11	東江清和
12	松田昌邦
13	新垣千秋
14	川上龍太
15	新垣貞則

議席番号	氏名
16	山城勝貴
18	永山清和
19	普天間真也
20	志村幸司
21	玉城陽平
22	新垣幸子
23	新垣一史
24	西田吉之介
25	照喜名英雄
26	渡口亮
27	比嘉元美
29	花城勝男

3. 不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
5	松田大輔
17	宜保安孝

議席番号	氏名
28	比嘉俊伸

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	與那覇 祥 一

課 名	氏 名
総 務 課	知 念 大 義

6. 地方自治法121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

課 名	氏 名
広域連合長	當 山 宏
副広域連合長	赤 嶺 正 之
副広域連合長	宮 城 光 正
副広域連合長	當 眞 淳
事 務 局 長	金 城 博 文
総 務 課 長	豊見本 勝

課 名	氏 名
会 計 課 長	大 城 美 恵 子
業 務 課 長	比 嘉 利 季 子
認定課長兼中部 調査認定事務所長	大 城 朝 敏
南部調査認定 事務所長	新 川 高 志
北部調査認定 事務所長	森 田 幸 也

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

- 議 案 第 1 号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護に関する法律施行条例
- 議 案 第 2 号 沖縄県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議 案 第 3 号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 案 第 4 号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第4号）
- 議 案 第 5 号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 6 号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算
- 議 案 第 7 号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算

令和5年第64回議会（定例会）議事日程（第1号）

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告	
4		広域連合長の施政方針	
5		一般質問	
6	議案第1号	沖縄県介護保険広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例	即 決
7	議案第2号	沖縄県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正	即 決
8		する条例	
9	議案第3号	沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び	即 決
10		沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改	
11		正する条例	
12	議案第4号	令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第4号）	即 決
13	議案第5号	令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）	即 決
14	議案第6号	令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算	即 決
15	議案第7号	令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算	即 決
16		議員派遣の件	
17		閉会中の継続調査の件	

○議長 花城勝男 ただいまから、令和5年第64回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番 東江光枝議員及び4番 島袋輝也議員を指名します。

失礼しました、訂正いたします。

4番 島袋輝也議員、6番 當山直彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定をお諮りします。本定例会の会期は本日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、定例会の会期は本日の1日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名はお手元にお配りした名簿のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されているので、事務局にて閲覧に供しています。

2月9日に全員協議会を開催しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 広域連合長の施政方針を行います。

広域連合長。

○広域連合長 當山宏 令和5年度施政方針を申し述べます。本日、令和5年第64回沖縄県介護保険広域連合議会定例会の開会にあたり、一般会計及び特別会計予算、諸議案の説明に先

立ち、広域連合の令和5年度運営に関する所信の一端を申し上げ議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、広域連合は平成14年7月30日に設立し平成15年4月の業務本格稼働から20年目を迎えようとしており、構成する市町村も市町村合併や新規加入等を経て現在は29市町村に至っております。介護保険制度の開始時、全国で2,204万人であった65歳以上の被保険者数は令和4年9月には3,627万人と1.6倍に増加しております。また要介護者及び要支援者の認定者数については、制度開始時の年度末値256万人から令和4年8月には暫定値で696万人と2.7倍に増加しております。このような中、全国で高齢化率の低い沖縄県においても令和2年国勢調査で65歳以上の割合が超高齢社会の水準21%を超え、令和4年1月には22.8%となっております。超高齢社会に突入した沖縄県における高齢化率の今後の推移としまして、令和7年には24.6%、令和12年には26.1%に増加することが予想され、また要介護者及び要支援者の認定者数については令和4年1月の6万1,890人、以後令和7年には6万6,000人、令和12年には7万11人になると予想されます。一方、広域連合における高齢化率は平成30年1月には20.9%と20%台に突入し、令和4年では23.3%と増加しております。また、要介護者及び要支援者の認定者数については平成30年の1万7,153人から、令和4年には1万8,587人と1,434人・8.4%の増になるものと推測されます。以上のことから介護保険の必要性はますます高まっております。介護保険事業については全国的な課題があり、広域連合では団塊ジュニア世代の高齢化に加え、現役世代が減少するいわゆる2025年及び2040年問題を見据えて業務を進めているところであります。また、ここ数年猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症対策を始め、災害医療体制の充実

や介護分野の就労支援、受け皿整備等も新たな課題となっております。広域連合におきましては、国の方向性を見据えながら介護保険制度の持続的発展のためにこれまで以上に保険者機能を発揮し、我が事・丸ごとの地域づくりを推進してまいります。また、令和6年度からの第9期介護保険事業計画より開始予定の保険料均一賦課に向け、構成市町村間の格差是正の課題を検討すべく、介護サービス提供基盤の広域的調整等、介護サービスの基盤整備について構成市町村と連携して取り組んでまいります。

さて、令和5年度は第8期介護保険事業計画の最終年度となりますが、この第8期事業計画で設定された6つの基本方針①共生社会の実現に向けて、②地域包括ケアシステムの深化・推進、③地域支援事業の推進、④介護・介護予防サービス基盤の整備、⑤介護保険事業の適正化、⑥介護サービスの平準化を柱として国が第8期事業計画の基本指針として示した7つの施策①2025・2040年を見据えたサービス基盤と人的基盤の整備、②地域共生社会の実現、③介護予防・健康づくり施策の充実・推進、④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県や市町村間の情報連携の強化、⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進、⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、⑦災害や感染症対策に係る体制整備についても2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備や、現役世代が急減する2040年の双方を念頭とした高齢者人口の動向、また介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく、健康で明るく社会の一員としての役割を担い、生きがいをもって豊かに暮らしていくことができる介護保険事業を目指し決意の下、構成市町村との連携と共に業務に取り組んでまいります。また、厚生労働省の令和5年度概算予算要求の方向性を鑑

み、生活困窮者等のための地域づくり推進や成年後見人制度の利用促進等を目的とした①地域共生社会の実現に向けた地域づくりや、介護人員確保の推進や社会福祉法人等への支援を目的とした②福祉・介護人材確保対策の推進、また災害時の見守り・相談体制支援や福祉支援体制の整備推進等を目的とした③災害時における福祉支援等、構成市町村と連携しながら業務に取り組んでまいります。

地域包括ケアシステムの深化・推進について、であります。住民が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化及び推進をしてまいります。具体的取組として構成市町村における①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④地域ケア会議の推進、⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携、⑥介護に取り組む家族等への支援の充実、⑦高齢者虐待防止の対策の7つの更なる深化を目指し、第8期介護保険事業計画から新たに推進している⑧地域包括ケアシステムを支える人材の確保と質の向上及び⑨災害及び感染症に対する備えを加えた合計9つの取り組みを引き続き支援してまいります。地域支援事業の推進についてであります。今後、高齢化は更に進み介護のニーズを有する高齢者の増加が見込まれております。このような中、住民主体のサービスを利用し、地域の繋がりを継続することは介護予防及び重度化防止に繋がると考えられることから、引き続き介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、住民主体型サービスの充実のため構成市町村の実情に応じた支援を行ってまいります。介護保険事業の中核を担う市町村地域包括支援センターに関しては、今後の高齢化の進展に伴い業務量の増加が見込まれ、外部委託等を含めた

運営体制の変動が考えられることから、これを踏まえつつ保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職の充実配置を促し、広域的支援についても検討してまいります。現在、地域支援事業推進員、令和4年度より二人体制を中心とした構成市町村への支援を展開しており、市町村の取り組みをより活発化させるため、データ分析を踏まえた支援並びにモデル事業実施による介護予防事業の更なる発展・充実を目指してまいります。また、構成市町村の実施事業については、広域連合のホームページや広報誌等を活用して介護予防の普及啓発に取り組むと共に、高齢者自身の自助及び地域の互助を基本とした取り組みが各地域で創出されるよう活動促進を図ってまいります。

介護・介護予防サービス基盤の整備について、でございます。高齢者が可能な限り住み慣れた居宅、または地域での生活が継続できるよう、引き続き地域密着型サービスを中心に地域のニーズに即した介護サービス基盤の整備を進めてまいります。また、感染症や災害が発生した場合であっても利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、介護サービス事業所における感染症対策及び業務の継続に向けた取り組みを支援してまいります。保険者機能強化推進交付金については、構成市町村が実施する高齢者の自立支援・重度化防止・介護予防等の取り組みを推進するため、評価指標・該当状況調査票の得点向上を目指し、認知症予防や自立支援、重度化防止への取り組み状況进行分析することでより密接な構成市町村との連携を行ってまいります。また、交付金活用についても構成市町村との個別相談会等による意見交換を基に、効果的な事業執行に務めてまいります。令和2年度から新たに創設された保険者努力交付金については、国の動向に注視し同交付金の大きな目的とされる通いの場での介護予防や健康づくりを展開しつつ、市町村職員を対象

にした地域マネジメント力向上等に重点を置いた取り組みに活用してまいります。更に令和6年度より開始予定の介護保険料均一賦課に向け、介護サービスの平準化を図り、地域間格差を是正する取り組みについて構成市町村と連携し、地域の多様なニーズの把握とニーズを踏まえた適切な選択に基づく介護サービスが提供できるよう、同交付金の効率的・効果的な活用について検討してまいります。

介護保険事業の適正化について、であります。収納率の向上対策については、第8期介護保険事業計画において策定された介護保険料収納率向上推進アクションプランで掲げた①確実な収納が見込まれる口座振替の推進、②初期滞納者・現年度分への収納対策の実施、③納付資力のある滞納者に対する法的処分・差し押さえの強化、の三項目を重点施策として収納率向上の推進に取り組んでまいります。また、構成市町村と情報共有や連携により事業の充実並びに広報誌への介護保険制度の掲載を依頼するなどして、被保険者の納付意識の向上についても取り組んでまいります。要介護認定業務については厚生労働省の通知により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いが原則令和4年度末までの取り扱いとなりました。この臨時的な取り扱いにより、更新・申請に係る認定調査及び認定審査が繰り越され、令和5年度の要介護認定調査の件数の増大が見込まれるため、更なる認定遅延対策の強化に努めると共に適正かつ円滑な認定調査・認定審査の実施に取り組めます。また、今後も構成市町村や病院等介護支援事業所と連携し、迅速な要介護認定に務めてまいります。介護給付適正化の取り組みについては、介護保険制度の信頼性の確保と持続性を図るため、引き続き介護給付費適正化事業・主要5事業を実施し、自立支援及び重度化防止に資する適正なサービス利用を促すと共に、不適切な給付の防止及び是正に努めてまいりま

す。介護サービスについては迅速かつ的確に対応するため、定員適正化計画及び職員採用計画に基づいて広域連合の正職員を採用することで広域連合業務の安定的な運営を図ってまいります。また、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、研修内容の充実・多様化に努め、職員の職務遂行能力向上を図ってまいります。

介護サービスの平準化、であります。低所得者への支援については社会福祉法人と連携し、事業実施法人の増加に取り組む等、社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等の充実を図ってまいります。また、被保険者や介護支援専門員、介護サービス事業者等への周知活動を更に強化し、低所得者の介護サービス利用促進に取り組んでまいります。離島等市町村に対する支援については、被保険者が必要なサービスを受けられるよう引き続き沖縄県や構成市町村、サービス事業者と連携して離島等支援事業を実施し、介護サービスの確保に取り組んでまいります。介護保険料については設立当初から3ランク制度を採用していましたが、令和6年度からの第9期介護保険事業計画で介護保険料均一賦課が開始予定されていることを踏まえ、介護サービスの平準化について地域支援事業の充実や同事業推進員による市町村支援を強化する等、スムーズに移行できるよう引き続き取り組んでまいります。

情報等の周知について、であります。介護保険制度への理解を促すため広報誌の紙面を増やし、介護保険制度を分かりやすく伝え市町村の取り組みを紹介する等紙面の充実を努め、ホームページを通じてリアルタイムで様々な情報を公開しております。ホームページについてはこれまでに実施したりニューアルで被保険者や家族、介護サービス事業者等の利便性や操作性を向上させた他、令和4年度には電子版広報誌「ひじゃばしだより」や市町村の地域支援事業の取

り組みを紹介するブログ、地域における取組実践事例集をホームページ上に掲載開始したところであり、引き続き内容の充実に努めてまいります。

結びに。以上、令和5年度の主な施策について申し上げましたが限られた財源の中でこれまでの評価事業等を踏まえ、①共生社会の実現に向けて、②地域包括ケアシステムの深化・推進、③地域支援事業の推進、④介護・介護予防サービスの基盤の整備、⑤介護保険事業の適正化、⑥介護サービスの平準化の6つの基本方針に基づき、予算を編成し一般会計の歳入歳出予算総額が16億6,382万円、特別会計の歳入歳出予算額が371億456万1,000円となっております。新型コロナウイルス感染症の対策が日常となつてから3年が経過し、今後も国の動向を注視しつつコロナ禍からの経済社会活動の回復を見据えた上で基本方針に基づいた介護保険事業に取り組んでいく所存でございますが、その先行きは依然として見通せない状況となっております。しかしながら介護保険事業の停滞は、被保険者へのサービス提供や生活にも悪影響が出ることから引き続き感染症対策に留意しつつ、住民の皆さんの多様化する介護ニーズに迅速かつ的確に対応すべく積極的に事業を推進し、常に業務体制の見直しや財政の効率化・効果的運営を図りながら介護保険事業の健全運営に努めると共に、丁寧な分析を心掛け構成市町村と連携し沖縄県介護保険広域連合の目標達成に全力をあげて努めてまいります。議員の皆様には今後ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和5年度の施政方針といたします。

令和5年2月10日 沖縄県介護保険広域連合 連合長 當山宏。よろしくお願いたします。

○議長 花城勝男 これでは広域連合長の施政方針を終わります。

日程第5 一括方式にて一般質問を行います。発言の時間について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内とします。また、質問する議員・答弁する執行部は、議長に手を挙げて議長に意思表示をお願いします。再質問の場合も、議長に意思表示をよろしくお願いいたします。

順次発言を許します。18番 永山清和議員。永山議員。

○18番 永山清和 皆さんおはようございます。八重瀬町議会議員の永山清和と申します。一般質問通告書に基づき行います。

質問事項1、令和6年4月からの介護保険料の均一賦課について。質問要旨として、現在の介護保険料のランクごとの額の決定方法はどのようになっているのか。(2) これまでの賦課方式ができた理由は。(3) 介護保険料を均一賦課にする根拠は。(4) 均一賦課ではなく2ランクにする、という案はなかったのか。次、介護保険料を均一賦課にすることによるこれからの対応はどのように。次です、時期介護保険料の確定時期とその周知はどのように行うのか。

質問事項2です。全国一高いと言われている介護保険料への対策は。沖縄県は介護保険料が全国一高いというが、介護広域としての対策はどのように行うのか。

3です。第1号被保険者1人当たり給付月額費の全国と沖縄県介護保険広域連合との比較について。広報誌第22号に掲載されている給付月額費の比較によると、通所介護が全国に比べて突出して多いが、その対策はどのように行うのか。

4です。先進地への視察研修制度も企画するべきだと考える。市町村職員の人事異動は3年から5年で行われ、そのような中で介護保険事

業を進めることは大変難しいと考える。介護保険事業をより伸展させるためには、市町村職員の緊密な交流、例えば先進地への視察研修を通してお互いを知ることが必要かと考えております。介護広域としてそのような企画はないのか、お伺いいたします。以上、再質問は自席から行います。よろしくお願いいたします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 金城博文 それでは、永山議員からの質問1、(1)から(6)に(1)について順次お答えいたします。

(1)についてお答えいたします。現計画におけるランクごとの保険料算定は高齢者人口実績データに基づき、コーホート変化率法を用いて高齢者人口推定値を算出いたします。次に、要支援・要介護認定者数の推計、介護サービス見込み額の推計等から総給付費を算出いたします。総給付費の23%が第1号保険料となり、それを構成市町村ごとに算出するのですがこうすると地域ごとに格差が生じてしまうため、3ランクに分けた保険料の設定を行っております。そのために平均的な月額保険料を算出し、それに近い集団の市町村を2ランク、それより安い集団の市町村を1ランク、高い集団の市町村を3ランクというふうに分け、保険料額についてはそれぞれランク内における「加重平均額」を算出して、ランクごとの保険料を決定しております。

(2)についてお答えいたします。介護保険広域連合設立当初から保険料については地域間格差が生じていたため、3ランク制による保険料不均一賦課を実施してきました。ただし、介護保険料は1保険者1保険料が原則であり、これまでは経過的な措置として概ね5、6年として厚労省から認められてきました。

(3) についてお答えいたします。不均一賦課はあくまでも計画的な措置であり、また1ランクと3ランクの保険料の差が縮まっていることからこのタイミングで均一賦課を開始したいと考えております。

(4) についてお答えいたします。広域連合としまして、1保険者1保険料が原則であるためすぐに均一賦課ではなく、3ランクから2ランク、2ランクから一本化というような段階的な設定をする、という案はございませんでした。

(5) についてお答えいたします。広域連合として介護保険料を均一賦課とするという対応を具体的にどうするか、これから進めてまいります。本年度中にプロジェクトチームを立ちあげ、均一賦課に向けた広域連合の取り組みについて検討してまいります。

(6) についてお答えいたします。保険料の確定時期は令和6年2月を予定しています。ただし、確定時期が遅いと指摘があったため概算の保険料について提示できないか検討しているところです。均一賦課についての周知は年2回発行している広域連合の広報誌や、ホームページ等も活用し継続して周知してまいります。また、構成市町村と連携して市町村広報誌やホームページへの掲載も依頼し、均一賦課に対する住民向けパンフレットでの周知も図ってまいります。

2の(1)についてお答えいたします。第一に介護予防の推進が挙げられます。高齢になっても自立し、活動的な生活を続けられるよう住民主体の通いの場を中心とした介護予防事業を推し進めることが重要です。また、住民による互助を基本とした地域の支えあい活動の充実を目的とした生活支援体制整備事業もあわせて、地域で高齢者を支える仕組みを強化することによって、介護保険サービスだけに頼らない支援体制を構築してまいります。第二に介護給付の適

正化が挙げられます。不適切な給付を削減しながら利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険の信頼性を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することで持続可能な介護保険制度を構築していきます。その他の介護保険料抑制に向けた対策についてはプロジェクトチームで取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 花城勝男 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 3. 第1号被保険者一人当たり給付月額額の全国と沖縄県介護保険広域連合の比較について。広報誌第22号に掲載されている給付月額費の比較によると、通所介護が全国に比べて突出して多いがその対策はどのように行うのか、についてお答えいたします。通所介護サービスの費用が他のサービスに比べて突出して多い状況は認識しております。現在の状況は被保険者や家族がサービスを選択した結果となり、多い理由はそれだけ要求があることとなります。介護保険のサービスは被保険者や家族が事業者と契約を交わすことで開始されます。対策といたしましては、サービスを開始する時はもちろん、介護保険サービスの種類や介護保険予防サービスの種類、公民館等地域で行われているサービスについて通所介護サービス以外でも様々なサービスがあることを市町村と連携して今以上に周知する必要があると考えております。また、地域での自主サークル・通いの場を増やしていくことも喫緊の課題となっております。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 4についてお答えします。広域連合では現在先進地への視察研修を実施しておりませんが、構成市町村の担当課長会

議等で市町村からの要望を確認し、今後研修制度について研究してまいります。

○議長 花城勝男 永山議員。

○18番 永山清和 再質問を行います。昨日の研修会でもある程度お話をさせていただいたのでちょっと省きたいと思いますが、一般質問が15分、年に2回しかないとのことでこれだけたくさん出したんですけども、昨日の研修である程度把握できたので省きます。

特に3番についてなんですけども、通所介護が全国に比べて多いということなんですけども。当然地元、地域にそういう通いの場があればサービスをあまり使わなくてもいいかな、というところもあって、ちょっと私が社協に出向していた関係で地域の通いの場に通っていた人達の話を知ると、あれが行っている所なら私も行く、みたいな感じのサービスの選び方をしている人もだいぶいるなあというのがあって、そうすると結局は行ってる方々もどんどんそこに吸い込まれていくような施設サービス・デイサービスを使ってる方が多いなあという感じがしたんですけども。言い方を変えれば逆を考えれば地域の繋がりが薄くなってきている、というのが大変多くてですね。皆さんそこで居場所がない、そういう関係が多いのかなと感じたところでもあります。それから4番なんですけど、昨日もお話をさせていただいたんですけどもやっぱり市町村の職員というのは業務を兼任しながら介護保険事業を進めている関係上ですね、どうしてもマンパワーが足りないというところもあって、そのマンパワー不足をどこで補うか、というところからするとお互いの市町村同士皆さんのところでどんな取り組みをしているのか、とかそういう方向感の場を設けて頂くだけでも全然自分の市町村が進んでるのか遅れてるのか、あるいはこういうことが取り組め

たらなあというのがあってですね。「百聞は一見に如かず」だと思っますよね、色んな形でモデル事業とかもありはするんですが、やっぱり先進地の場を見てお互い知り合いになって、みたいな形で自分の市町村でも取り組めるというようなことが出来ればなあというのがあるんです。そういうことが総務課長の方で研修制度も検討するような方向で話があったんですけども、是非そのところは今年度の予算で組まれてるかどうかは分かりませんが、取り組んでいただきたいという思いであります。国の方でも、孤独とか孤立とかそういう対策事業、そういう担当大臣もいる位です。今後そうやって地域で孤独化していく・孤立化していくような高齢者がどんどん増えていくというのが見えてるからこそ、推測できるからこそそういう担当大臣も事業対策もあるわけです。それに対して私たちももっと目の前数年先じゃなくもっと5年後、10年後あるいは15年後、20年後の考え方をしないと、全然間に合わないと思っますよね。急いで対応しないといけない、ということだと思っますよ。そこでもう少し視点を前に持って行って、そういう事業の展開の仕方をしていただきたいなあと思っます。市町村の職員も介護広域の職員もですね、本当に3年から5年でどんどん入れ替わっていく、そして前に中々事業が進まないことがありえますので、そういう研修制度もそういうことをやっていただくことで地域の福祉もどんどん進んでいくんじゃないかなと思っます。是非、もう少し先を見据えた事業展開をしていただきたいと。以上です。再質問というよりはですね、こういう要望という形で終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長 花城勝男 これです永山議員の質問を終わります。

続きまして24番 西田吉之介議員。

○24番 西田吉之介 おはようございます。よろしくお願ひします。座間味村議会議員の西田吉之介と申します。質問事項ですね、早速いきたいと思います。

ITXまたはDX（デジタルトランスフォーメーション）についてお伺ひします。これまでの介護保険サービス及び介護予防事業等において、ITの技術やDXの技術等新しい技術を取り入れた経緯はありますでしょうか。お願ひします。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ただいまの西田議員のご質問についてお答えします。

当広域連合では直接介護保険サービスや介護予防事業を実施してないため、広域連合で新しい技術を取り入れた経緯はありません。他保険者の取り組み状況を参考に今後検討したいと思います。

○議長 花城勝男 西田議員。

○24番 西田吉之介 ありがとうございます。私の方も先程の永山議員同様、再質問という形ではなく提案という形で少しお話します。誤解がないようにちょっとここだけ確認したいんですけども、私の方も広域連合の方は何か新しい取り組みとかをつくって各連合の市町村に「こういうことができますよ」という流れだと思ったので、この質問を挙げました。だけど昨日の勉強の後のお話で、こういう取り組みは各市町村からの要望を吸い上げてそれを実施するという形です、とのことだったのでちょっと勘違いをしていましたので失礼しました。それを踏まえてですね、施政方針にも先程ありましたように介護の予防事業、これが恐らく今後とて

も鍵になるかなというふうに強く思っています。たまたまですね、浦添メイクマンの向かいに新しくビルが建ちまして、そこにSCSKさんという会社が入ってます。今沖縄県が首里城復興を進める上で新しいAIとかDXを取り入れた復興をしていく、ということで入ってきてる会社です。その2階がですね、実際ちょっとどういものなのか、僕もITとかDXについて詳しくないので実際に行ってみたら本当にVRの体験だとか、プログラミング、目の前に3Dの映像が出てきたりとか。あと各種センサー、運動センサー・モニターセンサーを使って交通渋滞を解消するとか、もう本当に近未来なモノが体験できる場所です。そこで観光業以外に介護事業でこういうサービス・こういう技術を取り入れていきたいと思うんですけど、という話をしたらSCSKさんの方も今までそういう事例がないので是非取り組んでいきたいと。そこでノウハウをつくったのを、また僕たちも展開していきたいというふうにお答え頂きました。実際にじゃあどうやって取り入れるかということなんですけど、例えばまだ僕も分からないので皆さんのアイデアも必要だと思うんですけど、今日歩いて来られた廊下、そこにモニターセンサーを設置して皆さん何気なく歩いてますけど、そこで皆さんの歩幅とか姿勢・歩くスピード・腕の振り方、全部モーションキャプチャーでデータ化して「今あなたは太ももの筋肉が弱ってますよ」とか「猫背になってるので肩回りが弱ってますよ」とかいうデータが取れるんですね。それをすることで中々地域で運動教室を開いても俺はまだ行きたくない、とかまだまだ元気だから大丈夫、という形で早めにそういった運動教室に参加させたいんだけども中々出てきてくれない、そういう方にピンポイントで今日足の教室があるから行こう、とか客観的に物事を見て自分の身体の健康状態を見てもらう、で参加率を高める。そういうのに使えない

かなと思いますし、また例えばこっちにある保険者機能強化推進交付金。これは広域連合含めポイント化されてる、ということなので例えば地域で運動教室に参加する人の割合が増えた、それをポイント化して広域連合で例えば水準を超えた場合、これは島の70代の女性の話なんですけども、引退した演歌歌手氷川〇〇さんにとっても大好きで「運動教室に10回行ったらその方のライブ観れる、と言ったら行く？」と聞いたら「もちろん行く」と。ちょっとワクワクするような取り組みを繋ぐことでライブをして頂いたりとか、そこで各市町村の名前を言ってもらおうとか。そういう楽しい介護予防事業ができていけたらと思ひまして、この質問をしました。ちょっと長々と喋って申し訳ありませんが、是非こういうのも活用していけたらと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長 花城勝男 これ以西田議員の質問を終わります。

続きまして、21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 南風原町議会議員の玉城陽平と申します。先程のDXの話と関わるころではあるんですけども、私の方からまたDXに関する一般質問の方を述べさせていただきたいと思ひます。

質問事項、広域連合におけるDXの取り組みを問う。質問要旨として(1)から(4)まで用意してあります。

(1) DXの取り組みを進めるための組織体制はどのようになっているか。

(2) DXを進めるための機運の醸成や職員のスキル育成のための研修はどのようなものが行われてきており、今後はどのように行っていくのか。

(3) AIやRPAの活用を含むデジタル技術を用いた業務効率化の取り組みはどのように進ん

でいるか。

(4) 統計、施設情報、サービス一覧等の介護保険関連情報のオープンデータ化は、これは今後どのように進めていくか。

答弁よろしくお願ひします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 豊見本勝 (1)についてお答えします。DXの取り組みを進めるための組織体制としては、現在総務課総務係において電算システム管理や庁舎管理担当の職員1名が兼務で担当しております。DXの取り組みの内、行政手続きのオンライン化については関連する課の職員でプロジェクトチームを立ち上げ全庁的な体制で進めており、今後も必要に応じてプロジェクトチームを立ち上げた上で進めていきたいと思ひます。

(2)、(3)についてまとめてお答えしたいと思ひます。広域連合としてDXを進めるための職員のスキル育成のための研修、AIやRPAの活用を含むデジタル技術を用いた業務効率化の取り組みについては現在のところ実施しておらず、全庁的にDXを進めるための機運醸成は図られていません。今後どのように進めていくか構成市町村や他保険者の取り組み状況を参考に検討したいと思ひます。

(4)についてお答えします。オープンデータへの取り組みについては国民参加、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化、効率化等が期待されていることから他保険者のオープンデータを参考に、まずは介護サービス事業所一覧や高齢者数、要介護認定者数といった情報をホームページ等で掲載していきたいと考えております。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 順次、再質問していきたいと思います。

総務省の方からも自治体のデジタルトランスフォーメーション、DXの推進計画というものが出されていて、各市町村の方でそれぞれ進められてる。そういった状態に今あると思っただけで、広域連合ではそれがどのように進んでいるのか、ということが気になって今回質問したような形になっています。一つ目のところ、組織体制に関してなんですけれども、DXの取り組みを進めていく、ということ自体が現在業務を進めていく上で負荷が大きいもの、業務の負荷が大きくなってマンパワーを割かなきゃいけないもの、そういったものを効率化していくことによって一つ一つの業務のかける時間だったりだとか、人手だったりとかそういったところを削減していく効果がある、まずそういうふうに考えております。そういったところから考えると現状のところ電算係、総務係の中で電算の1名というのが非常に心許ない状況なんじゃないか、というふうに感じるわけですね。自治体のDX推進計画の方でも組織を強化していくですとか、横断的な仕組みをつくっていく、そういうことも提言されておりますし、それからこれまでの一般的な情報システムを整備するような情報処理だとか電算、そういったものところのDXの取り組みは少し異質なもので、業務自体の改善も含むものである。だからDXに関する組織をまた別個作っていくということ自体も必要じゃないか、ということも総務省のDX推進計画の方で謳われておりました、それぞれの市町村でも作っていくような形が今進んでいると思ってるんですね。なので、広域連合の方でもそういったDXに取り組んでいくような組織体制を強化していったりだとか、そういったDXに関する専門の組織を作っていく、ということも必要なんじゃないか、というふうに考え

てるんですけれども、どのように考えているかお聞かせ下さい。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。現在は、職員1名が電算システム管理や庁舎管理担当の職員として兼務で担当しておりますが、今後自治体の情報システムの標準化・共通化をAIやRPAの利用促進とかを進めていく必要がありますので、DX担当の専任職員の配置も含めて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 今後検討していく、ということでも少しずつにはなると思うんですけれどもこの体制が進んでいく、ということが今確認できたかなと思っております。そういったものを進めていく上で(2)に挙げたような、組織全体としてDXに取り組んでいって業務効率化を図っていくんだ、そのことによって住民の利便性、それから市町村の連携を高めていくんだ、そういった雰囲気を作っていくということが非常に大事で、そういったものを機運醸成というふうに呼んでるわけですね。それを進めていく中でモチベーション上がっていくということだけではなくて、実際先程お話があったように具体的にどういうところからこのDXの取り組みを入れていけばいいのか、どういった業務が上手く改善することが出来るのか、そういった具体的な検討が今後入ってくると思うんですけど、そのためには職員一人一人がそもそもDXって何なのかとか、それからそもそもどういうツールがあるのか、業務改善のプロセスっていうのはどんなことが必要なのか、そういう

ことを理解していくためのそういった研修自体も必要だと思ってるんですね。なので今後のこの研修、こういったものはどのように考えているかということもお聞かせ下さい。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えいたします。今後ですね、どのように機運醸成や職員のスキル育成ですね、全庁的な体制というものがやはり必要になってくると思いますので、そういったスキル育成のための研修ですね、そのための情報収集や他保険者の事例等を踏まえですね、今後検討していきたいと思っております。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 今後検討していただけるということだったんですけれども、すでに総務省の方からも様々な資料の方が出てはいるんですね。他の市町村の方でこういった体制でそれを進めているのか、ですとかあるいはJ-LISですとか市町村アカデミーの方でもすでに研修の方も色々情報は出ているんですね。なので、必要な情報自体はある程度すでに出てきているものは多いと思っておりますので、まずはそれを職員の中に共有していくということと、それからそれぞれの職員の皆さんの中でもやっぱりスキルの差、というか理解の差も存在すると思えますし、課長クラスならどうということを学ばなきゃいけないのかとか、実際の現場の業務で回している人はどうということを学ばないといけないのかとか、そういった職務レベルでの学ぶべきことも違ってくると思うんですね。それぞれのスキルによって学ぶことが違う、ということと職務のレベルによって学ぶことが違う、両方

ともあると思っております。そういったものに対してじゃあどういう段階でどういことを学ぶ必要があるのか、ということに関する資料もある程度出ているんですね。なので、そういう情報を共有していくってということと、そういった学んでいくプロセスカリキュラムを作っていく、そういったことも非常に大事だと思ってるんです。こちらの方はいかがでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えします。議員がおっしゃるように、市町村アカデミーや地方公共団体情報システム機構 J-LIS の研修等があるっていうのはこちらの方でも承知はしておりますが、現在、そういった活用というのがまだ現在行われていませんので、職員のスキルに応じたものをしっかり今後チーム等を立ち上げて、検討して共有しながら検討していきたいと思っておりますのでそういった対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 今後の検討ということで回答いただきましたので、これからどういう形で作っていくことができるのか、あるいはそれに対して私の方からも様々な提案が今後できれば、というふうに思っております。それから個々人の職員の皆様がそういった形での研修・学びを進めていくためにインセンティブの設計も大事だと思ってるんですね。金銭的な部分もそうですし、それがちゃんと人事評価にもちゃんと加算されるですとか、そういった組織全体としても個々の職員がデジタル化を進めていくための学びのモチベーションが沸いていくような仕組み、そういったものも必要だと思っ

てるんですけどこちらはいかがですか。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 この辺りについてはですね、構成市町村の状況や他保険者の状況等を確認しながら、調査・研究をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 この辺りも含めて今後進めていく、そのためにも検討していく、という段階であるということは理解しましたのでこれから一緒に頑張っていければ、と思っておりますのでよろしくお願ひします。

(3)の方の再質問に移っていきたく思っています。行政手続きのオンライン化の方、(1)の回答の方でもあったと思うんですけども、総務省の方で介護関連のもので11の手続きが確か出されていたと思ひます。それぞれ各市町村の方でも連携しながら進めていっているような状況もあると思ひます。その他の方でホームページにて確認するとそれぞれの総務課ですとか業務課ですとか、それぞれのところでの手続きあるいは申請書等そういったものも掲載されておりました。総務省の方で出している、進めることが必要であるという11の項目以外にもこういった広域連合の業務の中で処理件数多くて住民の利便性も向上、それから業務の効率化、これが進んでいくようなその他の行政手続きについてのオンライン化も進めていくことが必要だと思うんですけども、こちらいかがですか。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えしま

す。現在は、介護保険関係の11手続きについてオンライン化の準備ができた市町村から令和5年4月1日から開始できるように進めているところでございます。今後、介護保険の11手続き以外に、まず11手続きを進めた上で今後の検討をしていきたいと思ひます。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 一旦まずは必須の介護関係の11項目の方からまずは進めていって、その他のところも今後検討していくという形になる、という答弁だったと思うんですけども、こういった手続きそのものも一つずつオンラインで変えていくことによって職員の皆様の負担もどんどん減っていくものと思ひますし、住民の利便性の向上にも繋がるものだと理解しておりますので、こちらこれからはなると思ひますけれども一緒に考えていながら進めていければいいと思ひております。

その他細かなところにはなるんですけども、例えば申請の中での押印の見直しですとか職員の皆様の業務改善のためのチャットツールですとか、そういったグループウェアの活用等こういったところでの普段の業務の中での改善はどういったものが進んでいるのか、ということをお聞きしたいです。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えします。現在チャットツールの方まだ現在開始しておりませんが、申請書の押印見直しについてですね、介護保険に限らず申請書について、令和3年度より順次押印見直しを行っております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 押印見直しの方が進んでる、ということで喜ばしく思います。すでに民間の企業の中ではMicrosoftのTeamsですとか、様々な業務改善のためのツールがすでに入っております、メールで連絡する、ということ自体がすでに不可になっていたりするんですね。これからの業務を改善して進めていく上でも民間の手法等も参考にしながら、あとは行政特有のセキュリティの対策、3層のセキュリティの対策ですとかそういったものがあるとは思いますが、民間の手法等も学びながら、今だとLoGoチャットですかね、那覇市さんですとか、様々なところでも導入が進んでると思うんですが、そういったものを入れていくことで関連するオンラインの手続き、LoGoフォームですかね、そういったものがすでに入っているところもたくさんあると思いますので、そういった推進事例を学びながら、それぞれの市町村から取り組みの状況を聞きながら是非ここも進めていってほしいと思っております。

(4)のオープンデータの取り組みの方に進みたいと思います。まず、オープンデータってそもそも何か、ということを確認しておきたいんですが、オープンデータこれは総務省の方がオープンデータ基本指針というもので出しております、まず一つ目の条件としてパソコンに読み取りやすい形式のデータになること。そうじゃないものの、具体的なものはPDFですね。人間が読みやすいような形で準備されているもの、こういったものではなくてパソコンが読み取りやすいもの。総務省の方で五つ星のランクがつけられておまして、非常に手軽なところでいくとPDF出力する前にWordですとか、Excelですとかそういったもので準備してるものがあると思いますので、そういったものもあわせて出していきたいと思います、と

いうことが一つすぐにでもできそうなところですね。これはただのExcelの中でもデータベースの形式ですとか、そういった形式の方がありますのでその形に沿った形で出力されてる、とかってなるともうちょっと使いやすくなるんですね。ExcelだとMicrosoftのサービスを入れている人たちが使う、という状況になってしまうので、各々の持っているデバイスに依存してしまうという状況が発生してしまう、というところからそれを乗り越えるためにいわゆるCSVと呼ばれるようなデバイスによらないような形で出力するとか、そういった形でパソコンに読みやすい形式の出力をしていく。広報誌の方も例えばテキストでまず出されている、といったことがあればパソコンの読み上げ機能、こういったものが使いやすくなるので。例えば視覚に障害がある方が広報誌の情報を知りたい、となった時に印刷を前提としているようなPDFの形式ではなくてテキストの形で出ている方が画面読み機能で全部把握することができる、そういったこともありうるわけですね。すでにGoogle翻訳等もありますので、例えば日本語を母語にしないような海外にルーツをもつような方々もパソコンの翻訳機能を使うことで読む、ということが非常に簡単になる。そのためには人間が読みやすいPDF、この段階ではなくてちゃんとテキスト形式で出力されている、そういったことが必要になってくるわけですね。広報のテキスト化、こういったものは福岡県とか福岡市さんとかこれが非常に進んでいたと思いますので、そういったものを参考にしていきながらそういうところを整えていくことができるんじゃないか、と思っております。オープンデータの定義一つ目が先程申し上げたパソコンに取り込みやすいそういった形式のデータになっていること、ですね。もう一つが主要なルールが公開されていること、いわゆるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス、というふう

に呼ばれるものがあるんですけども、CC BYとかそういったものが書かれているものですね。これを活用する際にはどこのデータから引っ張ってきたのか、引用元を明らかにして下さい、そういったことが記されているわけですね。広域連合のホームページの方を確認してみますと、すでにExcelで様々なものが公開されている、しかもそれが毎月毎月ちゃんと出ている、ということも確認しております。そういったものに関しては進んでいるな、と僭越ながら個人的には感じておりました。ただそれをどういうふうに使うことが許されているのか、ということが分かりにくいということがあるのでそういったクリエイティブ・コモンズ、これをつけてほしい、無償で利用できるということを見せてほしい、そういったものを考えているんですけどもこういったところに関してどのように考えているかお聞かせ下さい。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えします。議員がおっしゃるようになりますね、現在は統計資料等をExcel等で公開しておりますが、今後オープンデータのルールに基づいたものをしっかり取り決めして、随時公開を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 今後進めていく、ということでもよろしくお願ひします。それからですねホームページの方確認すると、先程答弁の中で介護サービスの事業所一覧、こういった総務省の方で推奨データセットとして掲げられてるものもまずは進めていく、という話があったと思うんですけどもそれ以外にも介護事業所、で

すとか生活関連情報、これが検索できるように確かすでになってますよね。ということはその後ろ側にデータがあるはずなんですよね。なのでまずそれを出していく、ということだけでも様々なオープンデータが利用可能な形が進んでいくと考えております。それからですね、直接広域連合の業務ではないと思うんですけども、こういった形で南部在宅医療介護支援センター等が利用できる資源についてもすでに出しているわけですね。なのでこういったものをどんどんオープンデータとして出していこう、ということをして是非広域連合の方からも訴えていってほしい、そういうふうに思っております。こちらはいかがですか。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 住民が利用しやすいようにですね、こういったものもどんどん取り上げていきたいと思ひます。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 どんどん取り上げていく、ということで非常に心強く思っております。残り時間ちょっと少なくなってくるんですけども、あとこのデータを出していく段階で現時点でどのようなデータが出されているのか、ということに関する公開されているデータの整理、ということをしてほしいんですね。どうしても今のままだとExcelのファイルを開かないと何が入ってるか分からない、そういう状況ではなくてこの中で何を公開しています、ということ載せてほしい。それから各々のデータに、これってそもそもどういうデータなんですよ、とメタデータと呼ばれるようなデータに関する説明、これも入れていってほしいんですね。こちらいかがですか。

に考えますか。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えします。議員がおっしゃるようになりますね、公開できるものに対する説明とか、そういったものをしっかり載せて対応していきたいと思います。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 ありがとうございます。このオープンデータを出していくっていうことで住民の利便性が高まっていく、ていうところがあったと思うんですけども、宜野湾市さんの方でも「シビックテックによる市民協働まちづくり」というものを進めてまして、そういったデータがどんどん出てくることによって、課題の当事者である住民たちが自分の課題解決のためアプリケーションを開発していくとか、そういったものがすでに進んでいってるんですね。そのための環境整備としてまずはデータが出ていないと話にならない、という状況なんですよ。このデータを整備するのにも時間がかかる、アプリケーションをつくる中でもその時間の8割位がデータ・データの整備、あるいはデータをちゃんと加工して使いやすい形にする。なので住民と協働しながらこの地域福祉、あるいは介護に関するこういった高齢者の福祉を進めていくためにもまずはどんどんデータを出して行って住民と一緒にこれを進めていくんだ、そういうふうな機運を是非つくっていただきたいと思ってるんですね。そのためにはそもそもデータが出しやすいようにこの組織全体の中のデジタル化を進めていく、その中で出てくるデータをどんどん公開して行って住民の力を借りながら協働を進めていく、そういうふうな体制が必要だと思っております。こちらどのよう

○議長 花城勝男 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 豊見本勝 アプリ等ですね、シビックテックかつ宜野湾市さんがされている、ということでしたのでそういったものも参考にしながら、住民の皆さんが利用しやすいようにこちらでも対応を検討していきたいと思います。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 もう時間がないと思いますので、ここまでにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 花城勝男 これで玉城陽平議員の質問を終わりたいと思います。

しばらく休憩します。11時20分から再開します。

休 憩（午前11時12分）

~~~~~

再 開（午前11時20分）

○議長 花城勝男 一般質問を続けます。

13番 新垣議員。

○13番 新垣千秋 北谷町議会議員新垣千秋です。どうぞよろしくお願ひします。

質問事項1 介護サービスについて。質問要旨（1）要支援・要介護に認定される要件と申請から認定までの期間、申請件数、認定件数、認定率を伺います。

（2）要支援1・2と要介護1から5について、介護保険制度がスタートした2000年から

の改正内容を伺います。

(3) 介護施設等の充足率を伺います。

質問事項2 介護保険料について。質問要旨(1) 令和6年度から介護保険料の均一賦課が開始されますが、保険料と値上げ額を伺います。

(2) ランク1から3に分けていた経緯を伺います。

(3) 保険料のこれまでの推移と今後の予定を伺います。

(4) 国の負担金の推移を伺います。

質問事項3 少子高齢化社会について。(1) 施設や介護サービス、保険料等今後の対策や施策等を伺います。

以上、再質問は自席にて伺います。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。認定課長。

○認定課長 大城朝敏 それでは新垣議員の一般質問にお答えします。まず1番ですね、介護サービスについて。(1) 要支援・要介護に認定される要件としましては、認定調査員が行う認定調査の結果と主治医意見書を基に一次判定を行います。その全ての情報を基に認定審査会で議論を行い、その結果要介護または要支援と認定されることが要件となります。次に、移行については令和3年度の確定値でお答えします。申請から認定までの期間は平均で32.5日となります。申請件数は8,834件、認定件数は非該当を除き8,725件、認定率については18%となっております。

次に、(2)についてお答えします。認定に関するこれまでの経緯につきましては、まず平成12年介護保険スタート当初は要支援と要介護1から要介護5までの6段階に分かれておりました。その後、要介護1の方については予防給付の理解が得られる方については要支援2、

とすることとなり現在の要支援1と2、要介護1から要介護5までの7段階となっております。また、認定の有効期間につきましては当初最長が12月でありましたが、状態の安定している方はより長い有効期間が設定できるよう改正が行われ、現在は最長で48ヶ月の有効期間が設定できることとなっております。認定については以上であります。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 私の方から1の(3)と3の方についてお答えします。(3)についてでございますが、広域連合における施設整備は主に地域密着型サービス基盤整備計画となっており、それは市町村からの要望に基づいて計画されております。広域連合としまして、介護施設等の充足率の調査、把握はしておりません。

続きまして、3についてお答えします。構成市町村全体の人口推移予測によると、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢の人口は2010年以降減り続けており、逆に高齢化率は上昇し続け2025年には25.8%、2040年には30.6%になると予測されています。高齢者人口は2025年以降後期高齢者が前期高齢者を上回ることが予測され、認定率も高くなり介護ニーズが増々高まり、介護費用も更に増加すると予想されています。広域連合としまして、令和5年度施政方針に掲げております地域包括ケアシステムの深化・推進、地域支援事業の推進、介護・介護予防サービス基盤の整備、介護保険事業の適正化、介護サービスの平準化、情報等の周知について住民の皆さんの多様化する介護ニーズに迅速かつ的確に対応すべく積極的に事業を推進し、業務体制の見直しや財政の効率的・効果的運用を図りながら介護保険事業の健全運営に努めてまいります。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 新垣議員のご質問 2  
(1) から (4) まで順次答弁いたします。

(1) についてお答えいたします。保険料については過去の給付実績、高齢者人口の伸び率等を勘案して算出されます。できるだけ最新の数字を用いて算出しますので、保険料の確定時期は令和 6 年 2 月頃を予定していることから保険料等と値上げ額は確定しておりません。概算保険料について早めに提示できないか検討しているところでございます。

(2) についてお答えいたします。広域連合設立当初、市町村ごとの保険料に約 4 倍の開きが生じていたため保険料を均一とすることが広域化を阻害する恐れがあるとの国の判断により、不均一賦課が第 3 期介護保険事業計画までの概ね 6 年間限定で 3 ランクに分けた保険料が許容されておりましたが、その後も市町村間で著しく均衡を欠き、格差が生じていたこと等の理由で不均一賦課実施期間延長を繰り返し、現計画まで踏襲されています。

(3) についてお答えいたします。保険料については高齢者人口の動向、要介護認定率の推移、介護保険サービス利用予測からの総給付費を算出して保険料を設定しております。各事業計画のランク 2 基準額でご説明しますと 2 期 4,333 円、3 期 4,587 円、4 期 4,556 円、5 期 5,749 円、6 期 6,101 円、第 7 期 6,519 円、第 8 期 6,800 円となっており、各期計画ごとの保険料は増加しながら推移を続けております。今後については後期高齢者が 2025 年以降前期高齢者を上回ることが予想されており、認定率の増加・介護サービス利用者の増により、保険料は増加するものと考えられます。その他、設立当初の第 1 号保険者の負担は 18%でしたが計画ごとに引き上げられ、第 8 期では 23%となり介護保険

料上昇の一因にもなっております。第 9 期での負担率については現在のところ未定となっております。

(4) についてお答えいたします。介護給付費における公費が占める割合は 50%で、残り 50%が保険料となっております。公費のうち、国は 25%を負担しており、それは介護保険制度創設以来 20 年以上変動はございません。以上でございます。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 それでは再質問させていただきます。

質問事項 1 ですね、介護サービスについてですが申請から認定までの期間、先程 32.5 日と答弁いただいております。32.5 日の約 1 ヶ月の間なんですけど、申請された方の介護状況ってどのようになっているんでしょうか。1 ヶ月は長いんじゃないかと思うんですけど。施政方針の中で認定遅延対策を今後強化していく、ということがあったかと思えます。どのような対策をとっていくのか、その点伺います。

○議長 花城勝男 認定課長。

○認定課長 大城朝敏 再質問にお答えいたします。まずは認定についてはですね、今 32.5 日ということだったんですけど、原則としては申請から 30 日以内に認定を出す、というのが基本となっております。今臨時的取り扱いの影響とかもあって、かなり件数は減っていて通常であれば遅延は出ないんじゃないか、というお話もあるとは思いますが、実際は認定調査の段階ではですね、調査に行った時に実際コロナにかかってしまって、例えば家族がかかってしまって調査ができなかったり、というので結局認定の日にちが遅くなって認定結果が出るの

が遅れてしまう、あとはまた主治医意見書が届かなくて、という状況もありまして今30日を若干オーバーしている、という状況となっております。次年度以降についてはまた認定件数が増えていきますので、それに合わせて調査の効率化であったり、あと審査会の簡素化と色々対策をとりながら今後認定の遅延がないように、進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 認定が通常であれば30日以内ということですが、30日でも長いと思うんですね。それをもっと短くするという対策はないのでしょうか。説明をお願いします。

○議長 花城勝男 認定課長。

○認定課長 大城朝敏 お答えいたします。まずは認定の内容については、実際申請があった日から認定調査員が空いている時間や空いているタイミングによって1週間前後で認定調査を行います。調査員は74項目の調査項目を実施してその内容をまとめてその判断基準を特記事項というものにまとめていきますので、大体ここに3日位かかってくると。そのあとに、また先生に主治医意見書の依頼を行うんですけどもそれが早い方はすぐ出てくるんですけど、それが出ないと審査会というのが開けない状況があります。実際この二つが揃って審査会を開くタイミングでは、事前に審査会の1週間前に資料を配って審査会をやって、審査会の翌日には結果が出るということになりますので、どうしても25日から30日近くの日にかかかってしまう。ですのでもちろん新規申請であったり区分変更申請、すぐサービスが必要な方については、早めに行うようにということで調整の方を行いながら進めているところです。以上で

す。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 昨日、研修の際というか勉強の際にお配りしていただいた組織の業務運営概要ということで職員体制の部分が書かれているのですが、1月1日時点でいいんですかね。認定課が13人の職員、会計年度任用職員の要介護認定調査員が38人、要介護認定事務員が5人。これは今調査が約1週間以内には行われているという答弁いただきましたが、この人数でしっかり調査は間に合っている、人数的に、ということでしょうか。例えばですけど、今1週間で行われている、約1週間調査員が調査に伺えるということであれば、それは3日で伺えるような体制をつくるともっと早く認定することが可能なのか。先程言った医師の診断書、この部分が時間がかかっているのか。どの点なんでしょうか。

○議長 花城勝男 認定課長。

○認定課長 大城朝敏 お答えいたします。調査員の人数につきましては、今お話あったように例えば月の最初に申請というのはやはり多くなるという状況があるんですけども、その月の最初に全ての調査、1週間で全部終わらせてしまおうとですね後半調査員は何もやることなくなくなってしまおうと。調査員が多ければいいのか、ということでもなくてですね、国が定めている30日以内にいかにバランス良く進めていくか、というのが重要だと今考えております。主治医意見書の件については、全ての主治医意見書が遅れるということではもちろんありません。申請があって翌日にはこちらから主治医意見書を送ります、とすぐ送る先生もいれば中々今コロナの時期もありますのでそれでできなかつたり

ですね。あと、この被保険者の方が病院受診をしないことによって、先生がこの人の状態が分からないので書けません、ということもありますのでその辺はまた広域連合の方でも、ドクターや色々聞きながらもし病院受診が必要であれば病院受診するように被保険者に促したり、そういう調整をやりながら主治医意見書も可能な限り早く回収できるような対応をとっております。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 今32.5日が平均、認定までの間。通常が30日以内に行っている。これは最短で認定されているケースと最長かかっているケース、どの位日数かかっているか説明をお願いします。

○議長 花城勝男 認定課長。

○認定課長 大城朝敏 お答えいたします。すみません、実際この最短で何日かかっているのは統計上としてなくて、30日以内に基本できれば国の方の基準を満たしているというところですのでそこは今分かるんですけども、最長であれば60日以上ということでカウントはしてるんですけども全体8,000件の内の160件位が60日を超えてしまってるという状況もあります。それについては実際体調が悪化して延びてしまってるというのがほとんどになると思うんですけども、そういう状況です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 やはりですね、必要とする方にしっかりとした介護サービスを提供する義務があるかと思います。今のお話だと最長60日、要は2ヶ月その状態で待ってるケース

もあるということですよ。適切な介護の状況に合わせたサービスが受けられずに。それを解消していくのが広域連合がしっかり市町村と連携をとってやっていくべきことかと思いますがその点どのように考えておられるか伺います。あともう一点ですね。介護施設等の充足率で調査をしていない、要は介護施設が足りてるかどうかの調査をしていない、ということなんですがそれに関して介護を必要とする要介護の人口も増えてくるという見込みを立ててるわけですから、どの位施設が必要なのかこれも調査するべきかと思いますが調査予定とかはないんでしょうか。この2点説明をお願いします。

○議長 花城勝男 認定課長。

○認定課長 大城朝敏 ではまず認定のことについてお答えしたいと思います。今最長60日以上が160件位あるとお話をしたんですけども、実際その方たちが調査ができる状況であればもちろんそういうかなりの期間が経って、という状況ではないと思います。実際調査ができなくて、実際調査に行こうとしたら入院したりとかですね、体調が崩れて今すぐ調査ができる状態じゃない、という場合にはこちらは調査ができないのでどうしても認定することができないという状況になります。場合によっては、そのまま病院に入院されて今は申請を取り下げた方がいいんじゃないかと。どうしても認定申請から有効期間というのは何ヶ月、というのは決まりますのでここで3ヶ月4ヶ月も結果が出ないまま置いておくと結局有効期間だけが短くなってしまいます。その人のその時の状況も変わってしまうというところもあってですね、でしたらその状況を適切に調査するためにもこの状態が悪い状態で調査する、というのは行ってない。なので状態が安定した状態でしっかり調査を行って結果を出していく、というふうな対

応をとっております。

○議長 花城勝男 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 施設整備の充足率について伺う、ということの質問でよろしいですか。施設等の充足率については一概に施設といいますと沖縄県指定の施設、また私ども広域連合で指定してる施設、それは地域密着型のサービスになっています。その地域密着型サービスの件でよろしいでしょうか。その件なんです、私ども第8期介護保険事業計画において、この地域密着型サービス基盤整備計画というものを立てていて、それは所在市町村の方から意見をいただいて29市町村の所在市町村の方は、そこで介護福祉計画というものを立てられているんですね。それを基に基盤整備計画を公募して今のところ立てている、というような状況です。その公募というのは民間、29市町村の市町村とまた色々なニーズがあって民間の企業とそこに担ってサービスをつくりたい、やりたい、希望したいというところでこちら広域連合の方に応募する形となっております。なので第8期計画にですね、第8期計画が22件ですね今回施設整備計画をやって、10件の方が市町村から応募がなかった第8期計画の方では今のところない状況にあるので、施設整備、施設が足りてないという状況にはなっていると考えております。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 今ですね必要な施設が足りていない介護施設等、応募は今の答弁だと22件公募を出して10件程民間から応募がなかった、ということだったかと思うんですが、この応募がなかった理由というのはもし調査しているのであればお伺いしたいと思います。や

はり民間が応募しない、そこにニーズはあるけどニーズがあるから公募を出しているのそこには民間が応募しない、民間としては経営をしなければいけないのでそこを見合っていないのかどうなのか、その点ちょっと情報があればお伺いしたいです。

○議長 花城勝男 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 当広域連合といたしましてその第8期事業計画にですね、応募がなかった市町村に対してこれからこの基盤整備について市町村に意見を伺う予定となっております。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 是非ですね、必要な施設になってきますのでしかも民間が確かに運営はしますがやはりそこは行政の力でしっかりと監視をしながら、支援もしながら進めていかなければ高齢者の居場所がどんどんなくなっていってしまう事態になるかと思えます。その点も含めしっかり調査して今後も適切な支援をしていただければと思います。

それでは質問事項2ですね。介護保険料について再質問させていただきます。介護保険料ですが、令和6年度から均一賦課が開始されるということですが、令和6年2月頃にその料金等金額ですね、発表する予定というかお知らせする予定ということでしょうか。今現時点でランク1から3に分けていた経緯を答弁でいただいておりますが、そのランク1から3に分けた理由というのが市町村の差があったのでランク1から3に分けていた、ということでしょうか。そのランク差ですね、今実際縮まったから均一賦課を令和6年度から進めていく、ということで説明が昨日の

研修でもあったかと思いますが、ではその均一賦課を始めるにあたって今度は介護のサービスですね、その格差というのは縮まっているのでしょうか。確か平成29年ですか、それから令和2年度の延長の報告、これまでの経緯の延長の報告の中でもそのサービスの格差もあるから延長してきた、という理由があったかと思いません。その点もう一度説明をお願いします。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。まず、3ランクの考え方からご説明いたします。本来、保険料については1保険者・1保険料が原則となっております。広域連合設立当初は34市町村がございました。合併を繰り返しまして今29団体になっておりますけれども、当時のお話なんですけれども当時は各保険者、各市町村の保険料の格差が4倍の開きがありました。その中で均一賦課するのは非常に難しいということもありまして、厚労省の方で調整させていただいて、高いランク・低いランク・平均のランク、ということで3段階で分けることを調整して今まで第8期まで国の方と調整して認められている状況でございます。それと、サービスの平準化だと思うんですけれども、まだまだ今各事業サービス進行中でございますので当時よりかは開きが大分縮まってきたと思います。数字で申し上げますと、設立当初は4倍の開きがあったものについて、これが給付費では保険料約2倍程に縮まっておりますのである意味当然まだ格差はございますけれども、サービスの内容についてはまだ今から整備する箇所が色々ありますので今後とも整備について推進していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 今のご説明ですと料金は先に均一賦課・平準化していく、しかしサービスはこれからどんどん平準化していくのは少し待って下さい、というふうに聞こえてしまうんですがサービスもやはり市町村格差はなくすべき、という立場で今まで施政方針でも述べられてたと思います。そのサービスの格差というのはどの位縮まっているのか、数字お持ちでしょうか。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。誤解があるようなのでちょっとお話しさせていただきませうけれども、給付費が縮まるということはサービスもそれぞれ格差が縮まっているということではございます。それでですね各市町村ごとのサービス、細かいサービスがどの位縮まっているかという検証自体はまだされてございませんので、均一化を図る上でプロジェクトチームを立ち上げていきますので、その中でどの地域でどういったサービスが足りていないだとか、そういったものを検証しながら均一化に向けてですね、取り組んでいきたいということでございます。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。均一化に向けてプロジェクトチームも立ち上げていく、とその中で色々検討されるかと思いますが、ちなみに検討された中で令和6年度やはり均一賦課開始するのは少し待った方がいいんじゃないか、という結論が出る可能性もあるのでしょうか。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。まずですね、均一賦課。令和6年度第9期での開始を運営会議、構成市町村の組長の皆さんで構成されております会議の方で色々検討いたしまして、第9期、令和6年からの開始を29市町村長の皆さんの同意を得て開始予定ということがされておりますけれども、最終的な決定についてはですね事業計画の中で決定されていきますので、第9期の事業決定が来年の2月、丁度この時期の議会に諮らせていただきますのでその時に最終決定を行うということでございます。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 是非ですね、来年2月ですかそれまで期間ありますのでしっかりプロジェクトチームの中で調査をし、検討しその情報を私たちにもやはり提示していただいてその上でスタートしていく、その心づもりで是非いただきたいと思います。やはりその中には今スタートしたらダメでしょ、ということも可能性としてはありますので、その点も踏まえ是非調査をしっかりとやって下さい。検討もそうですね。お願いしたいと思います。

それでは次にですね、国の負担分なんです国は当初から25%の負担分ということですが、これは今までの経緯の中で国の負担分を増やす動きというのはなかったのでしょうか。要介護・介護の皆さんがどんどん増えていく、その中で国の負担は25%で変わらず、しかし自己負担はどんどん増えていく、という現象が起きています。年金は減っていく、しかし介護を受ける皆さんは仕事ができない、その中でこれからの介護料が増えていく、と先程も答弁の中で介護もこれから前期より後期が増えてきて増加していくだろう、という答弁もありました見通

しも立てております。国の負担を増やすべきかと思いますが、その点はどのような所見をおもちでしょうか。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩 (午前11時51分)

~~~~~

再 開 (午前11時53分)

○議長 花城勝男 再開します。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。保険料の基本的な考え方といたしましては、給付費に対する割合、国が25%でしたかね、ということで決まっているんですけどもこれが今まで変更ないということでございますけれども、実際給付費に対する国の割合でございますが、保険料が50%、公費が50%と構成割合が決められてございますのでそこはもう非常に厳しいところでございます。今のところこの公費の割合を変更するかそういった要望を出していくというような検討は今のところされておられません。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 超高齢化社会を迎えるにあたってはやはり公費半分、介護保険者が半分、50%50%その中で運営していくというその仕組みは分かるんですよ。分かるんですけどもどんどん負担が大きくなっていくという現状もあります。しかしながら介護サービスは厚くしていかなければならない、であれば最低限のものを制度としてつくっていくべき国がしっかりとその点を、例えば今25%を30%に上げる、要は55%公費負担を増やしていく、そうすればより良いサービスがしっかり提供できるのではないかと考えますので、是非その点そういう議論ができる場、意見が述べられる場があれば広

域からも実際そういうお話を是非していただければなあというのが私の希望でございます。やはり皆介護を受ける、将来的にはそういう立場になるかと思っておりますのでそれをより良くするためのものを国がしっかりと保障していく、そのために私たちは現在一生懸命働いているわけですから、そこをしっかりと行政側も認識としてもっていただけたらなあというのが私の希望でございます。

もう一点ですね、この介護保険料均一賦課、令和6年度からということですが昨日の研修、介護保険料均一賦課についての研修の中での介護保険広域連合が実施する内容、市町村が実施する内容、条件の部分がございました。その中で共通事項として住民説明会等開催し、均一賦課についての周知徹底を図ること、と共通事項で挙げられております。実際、北谷町も他の市町村も29の内28ですかね、説明がもう終わられたとのことですが、議員に対して行われているのであって住民に対してはまだかと思えます。住民への説明会を是非市町村で行ってもいいんですか、その場に広域連合の職員が一人でも説明できる方がいていただく、これがしっかりとした共通で進めていく共通事項になるかと思えます。住民説明会の場にも市町村が主体としてやったとしてもそこには広域の職員が説明員としてしっかり一緒にやるべきだと思いますが、その点どのように考えられておりますか。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。昨年保険料1ランクの団体、6団体ありますけれども5団体回って議員の皆様の説明をさせていただいたところです。その説明会の中でですね、住民に対する説明も必要じゃないかというご意見等伺ってございます。しかしですね、29

団体ございますので我々が直接回って住民に説明会を開いて説明をする、ということは物理的に非常に無理があるということで、議員の皆様のお力を借りてですね住民の皆様のご理解・周知を広めていきたいな、ということで取り組んでいますので今のところですね、住民の皆様にご説明会を開くと広域の方ですね、ということも考えてございません。議員の皆様も住民・市民の代表でございますので、そこは議員の皆様のお力をお借りしてですね周知を図っていきなさいというふうに考えております。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 もちろん議員は住民に近い存在ですので、私たち議員もそれぞれ説明はしていく、聞かれた場合には答えていく、そのためにおりますのでそれは重々承知しておりますが、市町村が主体となって説明会をする、その際に広域の職員にも出てほしい、そういった要請があればその場合は出席することは可能でしょうか。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。広域連合といたしましてもですね、この均一賦課については丁寧な説明が必要だというふうに思っておりますので、もし市町村の方で住民に対する説明会等を予定するのであれば状況等を勘案して出席できるのであれば前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 是非ですね、各市町村に

対しても担当課に対して説明会があれば私たちも出席します、という通知を出していただいて広域からも、積極的に私たちも進めていくんだというその姿勢を見せていただきたい。住民もやはり一生懸命やっている行政マンを見れば、そこで理解をしようという気持ちになるんですよ。介護の保険料って今までも先程はじめの答弁でもいただきましたが、ずっと上がり続けますよね。これからも上がり続ける、住民の理解を求めるにはやはり今局長おっしゃったようにしっかりと理解をしていただくための丁寧な説明、真摯な態度が求められてると思います。そのためにも市町村だけではなく、広域も一緒になって住民への説明をしていく、というその立場を是非とっていただきたいと思いますので、是非各市町村担当課にそういう通知を出してしっかり一緒になってやっていただきたいなと思います。

それでは最後にですね、少子高齢化社会について、質問事項3ですね。こちらに移りたいと思いますが、介護の費用も上がる、要介護の方も増えていく、令和5年度3つの基本方針ということで施政方針にも挙げられておりました、今後ですねその中で地域包括ケアシステムの深化・推進、地域支援事業の推進、介護・介護予防サービスの基盤整備等々、様々挙げられておりました。市町村がそれぞれ頑張っているところではありますが、やはり介護広域にもしっかりとその市町村に対して情報提供をして、その現状を地域密着型・地域の共生型というのをつくっていく必要があるかと思います。ただその中で近隣市町村でサービスの格差があってはならないと思います。市町村によってはそのつくられる地形ですとか、坂が多いとか平坦であるとかそれぞれありますし、介護のニーズもそれぞれ変わってきます。その違い等々ございますが、今後どこの市町村に住んでいても同じようなサービス、高いサービスが受けられること、

これが広域連合が担うべきものではないかと思えます。各市町村が頑張っても隣の市町村に引っ越しをしたらサービスが低下した、それこそよろしくない現状になるかと思えますので、それを解消するのが広域のお仕事かと思えますがその点どのように今後考えられているのか、所見を伺います。

○議長 花城勝男 12時を越えてますがそのまま一般質問を続けます。

答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今議員がお尋ねしたのは多分サービスの平準化の話に繋がることだと思います。今の状況というのがやはり29市町村ございます。その中には10の離島地域も抱えてございますので、どうしてもこのサービスの格差というのは出てきてございます。ただし、均一化するについてはサービスの平準化も当然重要な課題になっていきますので、先程お話をさせていただいておりますプロジェクトチームですね、そういった中でもこのサービスの平準化については重要な課題になっていきますので、今後しっかりと検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。サービスの基本的な部分は平準化していく、しかし地域に合わせてやはり必要なものは地域に合ったものをサービスを提供していく、その点をしっかりと重点をおきながらプロジェクトチームでしっかりと関わっていただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わらせていただきます、ありがとうございます。

○議長 花城勝男 これでは新垣千秋議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。午後の再開を13時30分から開催します。休憩します。

休 憩 (午前12時05分)

~~~~~

再 開 (午後1時30分)

○議長 花城勝男 午後の会議を再開します。

その前に与那原町の志村議員より確認の質問がございます。質問を許します。志村議員。

○20番 志村幸司 先程の一般質問の際に、最後の方で新垣議員の質問への答弁で、均一賦課の進め方について確認があった際に議員側への説明の方も済みますと、そのまま進めたいとお話があったんですけども、聞いている私の方からするとそれを議員が進めていくべきこと、とちょっと聞こえたんですね。そのようなことはないと思いますのでそのへんどうということなのか具体的な進め方でやって、どうしてさっきのあの発言になったのかちょっと答弁の修正と説明をお願いしたいと思います。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。先程の発言なんですけれども実は我々広域連合が周知行っていた経緯としましては、昨年第1ランクの町村にですね議員説明会を開いて説明をさせていただいております。先程もお答えしたんですけれども、我々だけではちょっと物理的に難しいということもありまして、議員の皆様のお力をお借りしていく方向でございます。し

かしながらこの均一化についての周知・啓発については第一次的には広域連合と構成市町村でございますので、誤解を生んでしまったことについてですね謝罪し、訂正いたします。それと今後ですね、また議員の皆様のお力を借りることもございますので、その際にはご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○20番 志村幸司 分かりました。

○議長 花城勝男 日程第6号 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
事務局長。

○事務局長 金城博文 それでは議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例。上記の議案を提出する。令和5年2月10日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、令和3年法律第37号による個人情報の保護に関する法律、平成15年法律第57号の一部改正等により個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。詳細については議案で説明いたしますので1ページをご覧ください。

第1条、法の施行に際して必要な事項を定めるというこの条例の趣旨を規定しております。第2条ではこの条例における用語の定義を定めるものです。第1項で実施機関を、第2項でこの条例で使用する用語は法、及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によることを規定しております。第3条、開示請求にかかる手数料を無料とし、写しの交付に要す

る費用や郵送料等の実費は開示を受ける者の負担とすることを規定しております。第4条、個人情報の開示請求があった際の開示決定等の期限を定めるもので、法で30日以内と定められている開示決定の期限を15日以内としております。ただし事務処理上の困難、その他正当な理由がある時は15日に限り延長できる旨を規定してございます。第5条、開示請求にかかる保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずる恐れがある場合の期限の特例について規定しております。2ページをお開き下さい。第6条は個人情報の開示等にかかる審査請求があった際は、沖縄県介護保険広域連合情報公開条例第20条に規定する沖縄県介護保険広域連合情報公開個人情報保護審査会に諮問する規定となっております。第7条から第8条は情報公開個人情報保護審査会の個人情報開示等にかかる審査に関する調査権限や、提出資料の写しの送付等についての規定となっております。3ページをご覧ください。第9条、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める時は、情報公開条例第23条に規定する沖縄県介護保険広域連合情報公開個人情報保護審議会に諮問することができる規定となっております。第10条、運用の状況の公表。第11条は規則への委任について規定しております。附則については第1項で施行期日、第2項では現行の個人情報保護条例の廃止、第3項では個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を規定しております。4ページの第4項と5ページの第5項につきましては、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、関連する条文の文言の整理を行っております。

議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 花城勝男 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

新垣議員。

○13番 新垣千秋 一点だけ質疑させていただきます。ちょっと条文を読んでも確認できなかったのですが、情報公開請求・開示請求、個人情報の開示請求された場合、個人情報をもってる本人ですね、請求、提出される情報元の本人には個人情報の開示請求されていますよ、というそういう通知は届くんでしょうか。それが条文の中ではないかと思うのでその点ちょっと伺ってもよろしいですか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。

休憩します。

休憩 (午後1時37分)

~~~~~

再開 (午後1時39分)

○議長 花城勝男 再開します。

事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。開示請求があった場合にはですね、この開示することに対しての可否について本人には開示の通知書送りますので、本人には通知するということとなります。以上です。

○議長 花城勝男 他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 花城勝男 これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和5年2月10日提出 沖縄県介護保険広域連合長當山宏。

理由。地方公務員法昭和25年法律第261号の一部を改正する法律の制定に伴い、職員の定年を引き上げると共に必要な措置を講ずるため、関連する条例を整備する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。詳細についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

第1条、沖縄県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例、平成14年条例第12号の一部改正でございます。まず、今回の内容の理解や検索を容易にするために目次を付す改正を行っております。第1条の趣旨については地方公務員法の改正に伴い、引用する法律の規定の改正

及び追加を行っております。2ページをお開き下さい。第3条については定年年齢を規定しておりますが、引き上げ後の定年年齢を65歳として改正しております。令和13年度から定年年齢が65歳となりますが、引き上げ期間における経過措置に関しては附則で規定しております。第4条は定年退職の延長を定めた特例規定となっておりますが、今回の定年年齢の引き上げに伴い、規定を整備すると共に文言の整理を行ってございます。5ページをお開き下さい。第6条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職員として管理職手当の支給を受ける者を規定しております。第7条では管理監督職として勤務できる上限年齢を60歳として規定しております。条例施行後は管理監督職である事務局長及び課長級職員については、60歳の誕生日の翌日の最初の4月1日までの間に非管理監督職に異動していただくこととなります。第8条は管理監督職を他の職へ降任する際の留意事項等を掲載しております。7ページをご覧ください。第9条は60歳以後も引き続き管理監督職として勤務できる特例規定となっております。現時点では同条に規定する事由に該当するような管理監督職は想定されておりませんが、必要が生じた時に対応できるよう規定しております。9ページをお開き下さい。第12条は定年前再任用短時間勤務についての規定となっております。60歳以後いったん退職し、短時間で勤務することができる内容を規定しております。13条は当広域連合が組織する一部事務組合等の退職者についても、法律上必要があれば採用することが可能であることから条例に規定しております。10ページをお開き下さい。附則には新たに第2項と第3項を追加しております。その内容としては定年に関する経過措置や情報提供、及び勤務意思の確認に関する規定となっております。12ページをお開き下さい。第2条、沖縄県介護保険広域連合職員の懲

戒の手続き及び効果に関する条例、平成14年条例第13号の一部改正でございます。第3条については文言を追加しております。後段の改正規定の内容としては減給を受ける職員がいた場合、定年引き上げ等に伴う措置により60歳以後は給料月額が7割水準となりますが、引き続き60歳前の給料月額に基づく減給をさせていただきますと、7割水準後の給料月額の10分の1を超えてしまう額を減じてしまうこととなりますことから当該文言の追加をしております。13ページをご覧ください。第3条、沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、平成14年条例第16号の一部改正でございます。第2条、第3条、第13条については定年前再任用短時間勤務職員についての文言を追加しております。16ページをお開き下さい。第4条、沖縄県介護保険広域連合職員一般職員の給与に関する条例、平成16年条例第1号の一部改正でございます。第5条の2については定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について規定しております。第13条から22ページの第23条第2項については定年前再任用短時間勤務職員についての規定の追加や、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める改正、文言の整理を行っております。23ページをご覧ください。附則については新たに第2項から第9項までを追加しております。第2項においては職員が60歳に達した後の給料月額が7割水準になる旨を規定しております。24ページをご覧ください。第3項では給料月額の7割水準の対象外となる職員を規定しております。第4項では管理監督職勤務上限年齢制度によって、非管理監督職に降任した職員の給与月額が降任前の給料の月額の7割水準を下回らないよう調整する規定となっております。25ページをご覧ください。第5項以下の規定につきましては、給料月額の調整や読み換え、規則への委任等の規定となっております。26ページの別

表につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の規定と体裁の調整を行っております。続きまして28ページをご覧ください。第5条、沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例、令和4年条例第3号の一部改正でございます。第2条及び第10条については育児休業ができない職員、及び育児短時間勤務をすることができない職員として60歳以後も引き続き管理監督職として勤務する職員を規定しております。第19条及び第20条については再任用短時間勤務職員等を定年前再任用短時間勤務職員等に改める改正を行っております。30ページをご覧ください。本条例の附則について説明いたします。第1条は令和5年4月1日から施行することを規定しております。ただし、定年引き上げの実施のための準備等に関する規定については、公布の日から施行するものとなっております。第2条は定年による退職の特例にかかる勤務延長、及び定年引き上げの経過措置期間中に勤務延長している職員の任用制限に関する経過措置について規定しております。31ページをご覧ください。第3条は定年が段階的に引き上げられる経過期間において、60歳までフルタイムで勤務できるよう暫定再任用制度を設ける内容を規定し、第4条は広域連合が加入する組合職員の暫定再任用について規定しております。33ページをご覧ください。第5条、短時間勤務職への暫定再任用について規定しております。34ページをお開き下さい。第6条、組合職員の短時間勤務職への暫定再任用について規定しております。第7条から35ページ第9条については各年の4月1日以後に新たに設置された職等にかかる暫定再任用の取り扱いについて規定しております。第10条については定年前再任用短時間勤務職員が定年前の職員であった時に適用される定年年齢に達した後は、定年前再任用短時間勤務職員として任用することはできないことについて規定しております。36

ページをご覧ください。第 11 条につきましては、施行日前に情報提供、意思確認を実施する職員の年齢を規定してございます。

議案第 2 号 沖縄県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 花城勝男 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 2 号 沖縄県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第 2 号 沖縄県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 3 号 沖縄県介護保険広域連合の勤務時間、休暇等に関する条例及び沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第 3 号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和 5 年 2 月 10 日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

理由。職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の導入及び休憩時間の柔軟化を行うにあたり、関連する条例を整備する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。詳細についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。

第 1 条、沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、平成 14 年第 16 号の一部を改正するものであります。第 3 条第 3 項については始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第 2 項の規定（1 日 7 時間 45 分、週 5 日）に関わらず規則の定めるところにより職員の申告を経て 4 週間を越えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき、週 38 時間 45 分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる規定となっております。第 3 条第 4 項につきましては、フレックスタイム制を適用する職員の内、子育て・介護を行う職員等について土曜日及び日曜日に加えて週休日を一設けることができる旨の規定を追加しております。2 ページをご覧ください。第 5 条、週休日の振り替えについて現在の 1 日 7 時間 45 分勤務に沿った内容に整理しております。3 ページをご覧ください。第 6 条第 3 項休憩時間の柔軟化についての規定を追加しております。4 ページをご覧ください。第 2 条、沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例、令和 4 年条例第 3 号の一部を改正するものでございます。第 12 条は育時短時間勤務職員

がフレックスタイム勤務を行う場合の時間の規定を追加するものであります。

議案第3号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 花城勝男 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 沖縄県介護保険広域連合の勤務時間、休暇等に関する条例及び沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第3号 沖縄県介護保険広域連合の勤務時間、休暇等に関する条例及び沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第4号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第4号)。令和4年度沖縄県介護保険広域連合の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億20万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,720万とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年2月10日提出 沖縄県介護保険広域連合當山宏。

今回の減額補正の内容としましては、歳入7款繰入金で大幅な減額補正を行っておりますが、歳出の実績見込みに伴う不用額の減額を行うものであります。

詳細についてご説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書の5ページをお開き下さい。

歳入のご説明をいたします。

2款1項手数料16万円の減額補正を計上してございます。内容といたしましては、事業所指定申請手数料の実績見込みの減に伴うものとなっております、新規で指定を受ける事業所の登録手数料となっております。

3款2項国庫補助金139万7,000円の減額補正を計上しております。内容といたしましては、介護保険事業費補助金の確定に伴うものとなっております。介護報酬改定によるシステム改修費に係る補助金となっております。

4款2項県補助金271万4,000円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、介護保険利用者負担助成事業県補助金の増に伴うものとなっております、生活困窮者や離島等地域における介護サービス利用者への負担軽減を図

るための補助金となっております。

7款1項基金繰入金1億136万3,000円の減額補正を計上しております。内容といたしましては、歳出の実績見込みに伴う減額補正に対する財源調整のための財政調整基金繰入額の調整を行う内容となっております。歳入は以上でございます。6ページをお開き下さい。

歳出をご説明いたします。2款1項総務管理費2,569万2,000円の減額補正を計上しております。内容といたしましては、人件費の実績見込み及び委託料の契約額縮減に伴うものとなっており、人件費で1,698万3,000円、委託料で911万1,000円の減額を行っております。7ページをご覧ください。

2款2項賦課徴収費464万4,000円の減額補正を計上しております。内容といたしましては、こちらも実績見込みに伴う減額補正を行っており、人件費で105万5,000円、役務費手数料で261万1,000円の減額を行っております。8ページをご覧ください。

2款3項調査認定費7,204万6,000円の減額補正を計上しております。内容といたしましては、こちらも実績見込みに伴う減額補正を計上しており、人件費で1,765万9,000円、役務費手数料で3,052万9,000円、委託料で2,064万6,000円の減額を行っております。

2款4項給付管理費25万4,000円の減額補正を計上しております。内容といたしましては、こちらも実績見込みに伴う人件費の減額を行っております。

2款5項低所得者対策費362万の増額補正を計上しております。内容といたしましては、生活困窮者や離島等地域における介護サービス利用者への負担軽減を図るための事業となっております。9ページをお開き下さい。

2款6項趣旨普及費248万5,000円の減額補正を計上しております。内容といたしましては、介護保険制度の趣旨普及を目的に年2回発

行しております沖縄県介護保険広域連合広報誌作成の入札において、印刷製本費の契約額の縮減が図られたものとなっております。

2款8項障害支援区分認定等事業費108万3,000円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、4月に行われます定期人事異動に伴う不足分の計上を行っております。

4款1項償還金及び還付加算金21万2,000円の減額補正を計上しております。内容といたしましては、令和3年度に行いました介護報酬改定等システム改修にかかる令和3年度介護保険事業費補助金の確定に伴う返還金となっております。歳出は以上でございます。

議案第4号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第4号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 花城勝男 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第4号 令和4年度沖縄県介護保険広

域連合一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）。令和4年度沖縄県介護保険広域連合の特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,295万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ379億4,232万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和5年2月10日提出 沖縄県介護保険広域連合当山宏。

今回の増額補正の主な内容といたしましては、歳入3款国庫支出金の介護給付費等交付金の追加交付に伴う財源調整を行っております。また、歳出では1款保険給付費の各種サービス費の実績見込みの増減に伴う予算の組み替えを行う内容となっております。

詳細について説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書の5ページをお開き下さい。

3款2項国庫補助金2,295万7,000円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、介護保険給付費に対する国調整交付金の追加交付に伴うものとなっております。歳入は以上でございます。6ページをお開き下さい。

歳出をご説明いたします。1款1項介護サービス等諸費7,600万の減額補正を計上しております。内容といたしましては、各種サービス給

付費の実績見込みに伴う増減によるものとなっております。

1款2項介護予防サービス等諸費で0円を計上しております。内容といたしましては、各種サービス費の実績見込みに伴う過不足分を目内で予算の組み替えを行い調整しております。7ページをお開き下さい。

1款4項高額介護サービス等費5,600万の増額補正を計上しております。内容といたしましては、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費共に実績見込みに伴うものとなっております。

1款5項特定入所者介護サービス等費2,000万の増額補正についても実績見込みに伴うものとなっております。

続きまして、5款1項基金積立金2,295万7,000円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、保険給付費の国庫補助分の介護給付費調整交付金の追加交付に伴う財源調整を行い、介護給付費準備基金へ積み立てる内容となっております。歳出は以上でございます。

議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 花城勝男 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これ

で討論を終わります。

これから議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第6号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算。令和5年度沖縄県介護保険広域連合の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億6,382万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。一時借入金第2条、地方自治法昭和22年法律第67号第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は1億円と定める。歳出予算の流用第3条、地方自治法第220条第2項の但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和5年2月10日提出 沖縄県介護保険広域連合長當山宏。

一般会計は主な広域連合の事務的経費及び調査認定にかかる経費を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、4,050万1,000円。率にしますと、2.5%の増となっております。

詳細についてご説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書の5ページをお開き下さい。

それでは歳入のご説明をいたします。

1款1項負担金11億1,244万9,000円を計上しております。対前年度比較で2,363万円の増となっております。内容といたしましては、1目共通経費負担金720万6,000円。2目調査認定費負担金900万9,000円の増が主な要因となっております。

2款1項手数料323万8,000円を計上しております。対前年度比較で81万7,000円の増となっております。内容といたしましては、事業所指定申請手数料51万2,000円の増が主な要因となっておりますが、新規で指定を受ける事業所の登録手数料となっております。6ページをお開き下さい。

3款1項国庫負担金3億1,790万9,000円を計上しております。対前年度比較で700万4,000円の増となっております。内容といたしましては、国負担分の低所得者保険料軽減分となっております。

3款2項国庫補助金80万6,000円を計上しております。前年同額での予算計上となっております。

4款1項県負担金1億5,895万4,000円を計上しております。対前年度比較で350万2,000円の増となっております。内容といたしましては、県負担分の低所得者保険料軽減分となっております。7ページをご覧ください。

4款2項県補助金1,967万円を計上しております。対前年度比較で404万9,000円の増となっております。内容といたしましては、介護保険利用者負担金助成事業費補助金の増が要因となっておりますが、社会福祉法人等を利用する

生活困窮者に対する負担軽減を行うものとなっております。

5款1項財産運用収入、6款1項給付金については費目存置での計上となっております。8ページをご覧ください。

7款1項基金繰入金2,946万5,000円を計上しております。対前年度比較で111万9,000円の増となっております。内容といたしましては、財政調整基金繰入金の増が要因となっておりますが、同科目につきましては一般会計予算に不足が生じた際の財源調整のための受け入れ科目となっております。

7款特別会計繰入金、こちらの方は低所得者保険料軽減繰入金の精算分となっておりますけれども、過去数年実績がございませんので項目を廃止しております。

8款1項繰越金1,100万、前年同額での予算計上となっております。9ページをご覧ください。

9款1項延滞金加算金及び過料、及び2項預金利子については費目存置での計上となっております。

9款3項雑入132万5,000円を計上しております。対前年度比較で38万1,000円の増となっております。内容といたしましては、前年度実績に基づく各種雑入金の増に伴うものとなっております。

歳入は以上でございます。10ページをお開き下さい。

歳出をご説明いたします。

1款1項議会費302万円を計上しております。対前年度比較で24万9,000円の減となっております。内容といたしましては、旅費で21万2,000円の減となっておりますが議会定例会出席のための費用弁償でございます。15ページをご覧ください。

2款1項総務管理費4億9,952万1,000円を計上しております。対前年度比較で1,406万

4,000円の増となっております。内容といたしましては、委託料で1,683万円、第9期介護保険事業計画の策定に伴うものとなっております。16ページをご覧ください。

2款2項賦課徴収費7,333万2,000円を計上しております。対前年度比較で557万4,000円の減となっております。内容といたしましては、報酬138万5,000円及び役務費117万7,000円、それぞれ実績に伴う減となっております。18ページをご覧ください。

2款3項調査認定費3億7,906万9,000円を計上しております。対前年度比較で892万5,000円の増となっております。内容といたしましては、認定調査員の共済費272万5,000円、パソコン等各種機器の使用料及び賃借料147万2,000円の増が主な要因となっております。20ページをご覧ください。

2款4項給付管理費1,371万7,000円を計上しております。対前年度比較で192万1,000円の増となっております。内容といたしましては、高額介護償還通知発送業務等にかかる委託料113万9,000円の増に伴うものとなっております。

2款5項低所得者対策費963万7,000円を計上しております。対前年度比較で144万9,000円の増となっております。内容といたしましては、社会福祉法人等を利用する生活困窮者に対する負担軽減を行うための負担金補助、及び交付金144万9,000円の増が主な要因となっております。

2款6項趣旨普及費1,502万2,000円を計上しております。対前年度比較で58万2,000円の減となっております。内容といたしましては、介護保険制度趣旨普及のためののぼり等の備品購入費となっておりますが、3カ年おきの備品の買い替えに伴う減となっております。21ページをご覧ください。

2款7項離島等支援事業1,383万2,000円を

計上しております。対前年度比較で118万6,000円の増となっております。内容といたしましては、離島町村の介護サービス事業者が渡航して提供した介護サービスにかかる渡航費用をまかなうための負担金補助及び交付金の増に伴うものとなっております。22ページをご覧ください。

2款8項障害支援区分認定等事務費1,714万3,000円を計上しております。対前年度比較で544万3,000円の増となっております。内容といたしましては、障害認定にかかる審査員の報酬120万円及び一般職給与191万5,000円の増に伴うものとなっております。

2款9項地域支援事業費69万6,000円を計上しております。対前年度比較で1万3,000円の減となっております。内容といたしましては、各種通知書等の減に伴うものとなっております。23ページをご覧ください。

3款1項交際費3,000円を計上しております。対前年度比較で8万3,000円の減となっております。内容といたしましては、償還金利息及び割引料の減に伴うものとなっておりますが、ここ数年実績がございませんので今年度は費目存置での予算措置を行っております。

4款1項償還金及び還付加算金6,000円を計上しております。対前年度比較で5,000円の増となっております。内容といたしましては、細節の新設に伴うものとなっております。24ページをご覧ください。

4款2項延滞金費目存置での予算計上となっております。

4款3項繰出金6億3,582万1,000円を計上しております。対前年度比較で1,400万9,000円の増となっております。内容といたしましては、低所得者保険料軽減のための特別会計への繰出金となっております。

5款1項予備費前年同額の300万を計上しております。

歳出は以上でございます。議案第6号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 花城勝男 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

志村議員。

○20番 志村幸司 一般会計予算は業務レベルということかと思っておりますので、こちらに入っているかと思っておりますのでお聞きします。連合長のですね施政方針の中で4つ目の項目として出ておりましたけれども、介護保険事業の適正化という中で徴収率は上げる、と。徴収、すごい大事ですよ。この中で口座振替の推進ということが発表されておりましたけれども、この具体的な取り組みについて予算化されているのか、恐らく賦課徴収の項目に入ってくるのかと思うんですけれども中身がちょっと見えないのでどういうふうに取り組むのか、どういうふうで予算化されているのか。現在口座振替で何%徴収していてこれをどこまでもってくとかいうものまであれば答弁下さい。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。

休憩します。

休憩 (午後2時28分)

~~~~~

再開 (午後2時30分)

○議長 花城勝男 再開します。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。まず、口座振替が予算化されているかということでございますけれども、広域連合にはですね南部・中部・北部と事務所が3箇所ございまして、

そこに徴収員が12名いらっしゃいます。口座振替の干渉をですね徴収員の皆様をお願いして口座振替に変えていただいているというところがございます。それと徴収率については令和3年度です、94.06%となっております。以上でございます。

○議長 花城勝男 志村議員。

○20番 志村幸司 口座振替で行われているのが94%にのぼるということですか。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩 (午後2時30分)

~~~~~

再 開 (午後2時33分)

○議長 花城勝男 再開します。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。口座振替にかかる割合は29.6%になっております。以上です。

○議長 花城勝男 志村議員。

○20番 志村幸司 これは94.6%の全体徴収率に対してその中で29.6%ですか、が口座振替になってるという理解でよろしいですね。です。分かりました。これ聞いたのはすごい徴収の仕方ってすごく大事だと思うんですね。ただこう自動的に振り込める、引き落とせるスタイルというのが徴収率はもちろん上がると思いますので、その取り組みをしっかりとっていただきたいという思いで聞きました。ですからきちんと目標値を設けて、今の回答の状況を見ると目標値とか設定って多分具体的にはされていないような気がするんですね。だと思っすよ。ですからそこをきちんとやっていただきたいと、そうしないと進まないです。進める上

です、例えばマイナンバーカードとかでしたらマイナポイントとかそういうインセンティブございましたよね。何かそういうインセンティブ的な取り組みというのは考えられないですか。ご答弁下さい。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えします。今のところインセンティブにかかるようなことは検討されてございません。以上です。

○議長 花城勝男 志村議員。

○20番 志村幸司 3回目ですので最後の質問をいたしますけれども、まずお願いしますという今徴収するそれぞれの地域の係員の方をお願いしていることでしたけれども、そのやり方では恐らく中々切り替わらないだろうというふうに思います。新しくとる分に関してはできるでしょうけれども、現在払っている方というのは切り替えてもらうためには何らかのどうしてもこういうプラスがあるよ、と本人にとってそういうことをきちんとやっていかないと実際のところは絵に描いた餅になってしまうかなというふうに思いますので、ちょっとインセンティブについては今考えてないかもしれませんが、ちょっとご検討お願いできませんか。答弁下さい。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 ちょっと検討できるかについても、内部で検証してやっていきたいと思っておりますのでどうぞご理解ください。以上です。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。
11番 東江議員。

○11番 東江清和 昨日の予算説明会でも質疑はしましたが、14ページですね2款1項の26節の公課費の中で環境協力税、昨日説明を求めましたが、離島町村に入る入域税とありましたが、後ほどまたそうではないという説明がありましたけど、ちょっと詳しい内容、後日資料で提出するということではありましたがまた繰り返しになりますが、是非説明お願いいたします。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。こちらの方の今のご質問なんですけれども環境協力税ということでございまして、東京と福岡に出張が予定されてございます。東京がですね全国、福岡が九州地区でございまして、それぞれ観光地となつてございますので、それに対する目的税として払っている環境協力税ということでございます。以上です。

○議長 花城勝男 東江議員。

○11番 東江清和 観光協力ですか、環境協力ですか。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 環境協力税です。「環境」です。

○11番 東江清和 離島町村、例えば伊是名・伊平屋は私が知ってる限り入域する場合にこの税を払うということになってますが、この離島町村の方もこの中には入っているというこ

とでしょうか。入っていないということでしょうか。

○議長 花城勝男 休憩します。
休憩 (午後2時35分)

~~~~~

再開 (午後2時41分)

○議長 花城勝男 再開します。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。離島等に渡る場合の環境協力税についてはですね、その他雑費ということで旅費の方に組み立てております。以上でございます。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。  
12番 松田議員。

○12番 松田正邦 17ページですね、よろしくお願ひいたします。総務費ですね調査認定費、この方は4号補正の方で7,200万落としてますよね。今回また3億7,900万ということは約9,000万位上げています。その理由とですね、11節ですね役務費手数料の9,563万円の内容をお願いいたします。

○議長 花城勝男 認定課長。

○認定課長 大城朝敏 お答えいたします。前の議案第6号でしたかね、いや4号で補正減ということで今回また金額を高めてるところなんですけれども、こちらについては補正減の時にも話があったと思うんですけれども臨時的取り扱いのもので、この臨時的取り扱いがいつ終了するかというのがまだ分からない状況だったので、臨時的取り扱いが終了するという仮定で予算の方計上させていただいております。臨時的取り扱いというものの自体がですね、コロナによってこの調査が心配があるとか病院の方で入

れないとかという場合には12月延長することができるといふ手続きがありまして、今その影響です元々36月の有効期間が設定できたものが今12月にみんな短縮していったら、1年で相当な数の認定調査の量が今想定されています。今回10月に国の方から今年度いっばいでも基本的には臨時的取り扱いは終了ということになっておりますので、その対応をするためのですね調査の委託を含めて予算計上の方を行っている状況であります。ここにある11節の手数料については、主治医意見書の作成手数料になります。ですので、申請があった方についてはこの主治医意見書作成手数料がかかりますので、この9,563万円の予算計上となっております。以上です。

○議長 花城勝男 松田議員。

○12番 松田正邦 それでは手数料のですね、一件あたりどの位かかるのかそれともまちまちなのか、何件程想定してありますか。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩 (午後2時45分)

~~~~~

再 開 (午後2時46分)

○議長 花城勝男 再開します。認定課長。

○認定課長 大城朝敏 主治医意見書の作成料についてはですね、1件あたり4,000円で件数の方が2万1,734件を予定しております。以上です。

○議長 花城勝男 他にございませんか。

25番 照喜名議員。

○25番 照喜名英雄 保険料の口座振替の件でちょっとアイデア的な発言をさせてい

ただけないかなと思ひまして。今現在期別ごとの、例えば10期位に分かれていると思うんですが口座振替をした場合に例えば年金受給者は年に6回の年金受給の月があるわけですから、そこで口座振替は毎月15日ということでお伺いしたんですけれども、例えば2月15日に年金が入ると、で2月15日に口座振替ができる。で3月の、ちょっと私も知識不足ですが仮に3月にあったとしてですね3月には支払うお金がないというふうな場合に、2月に、年金受給した月において2月3月の2期分を引き落とすことができるようにする、というそういう選択をできるようなことはどうでしょうか。納付者の負担というのはあくまでも年金受給者、それだけしか収入がない方にとってはですねその方が楽じゃないかなあというふうに思ひまして今質問したんですけれども。以上です。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩 (午後2時47分)

~~~~~

再 開 (午後2時49分)

○議長 花城勝男 再開します。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今現在引き落としはですね、年9回行っております。どうしてもこれシステムの設定上とかの問題もございますので、個人に対してこの方は2回に設定するとかそういったものはまだ対応できないような状況でございますので、どうかご理解のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○25番 照喜名英雄 ありがとうございます。今言う納付についてですね、やはり年金のみの納税者と言っているんですかね、納付する方はもっぱらそれだけの収入というような部分での納付の形になるものですから、65歳以

上の方のやはりそういう面で金銭的なことで楽になる方法ということでいずれこういうことも選択できるようなですね、システムになればと思っております。以上です。ありがとうございます。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。  
18番 永山議員。

○18番 永山清和 一点だけお願いします。13ページの委託料の一番下の方ですね。介護保険システム標準化移行計画立案作業支援業務委託料ということで932万8,000円。どういう内容なのか少し教えて下さい。お願いします。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 お答えします。こちらの方は、令和7年度末を目標とした国の示す標準準拠システムへの移行に向けた既存システムと標準仕様との差異等ですね、確認業務をするということで委託を予定しております。こういった内容になっております。

令和7年度末を目標とした国の示す標準準拠システムへの移行に向けた現在の既存のシステムと標準仕様との差異をですね、差異等の確認業務を予定しているということで今回委託を組んでおります。

○議長 花城勝男 永山議員。

○18番 永山清和 令和7年度からスタートする、ということよろしいですか。令和7年度までに、ということ。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 令和7年度からの新し

いシステムに移行に向けてのものですね。

○議長 花城勝男 永山議員。

○18番 永山清和 令和7年度から新しく今あるシステムと、国が示す標準化システムとの整合性を図るっていう意味合いでの計画を作成すると、そういう業務の委託料だということでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 花城勝男 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第6号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算。令和

5年度沖縄県介護保険広域連合の特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ371億456万1,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。一時借入金第2条、地方自治法昭和22年法律第67号第235条の3の第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は20億円と定める。歳出予算の流用第3条、地方自治法第220条第2項の但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和5年2月10日提出 沖縄県介護保険広域連合長當山宏。

特別会計は主に介護保険給付費、地域支援事業にかかる経費を計上しており、第8期介護保険事業計画値をもとに直近2年の実績、令和4年度決算見込みを考慮し予算編成を行っております。前年度当初予算と比較しますと、6億7,757万7,000円。率にしますと、1.9%の増となっております。

詳細についてご説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書の6ページをお開き下さい。

歳入をご説明いたします。

1款1項介護保険料76億7,351万1,000円を計上しております。対前年度比較で1億3,371万3,000円の増となっております。内容といたしましては、第1号被保険者の保険料1億2,773万2,000円の増が主な要因となっておりますが、被保険者数の増加に伴うものとなっております。

2款1項負担金46億9,206万円を計上しております。対前年度比較で8,234万9,000円の増となっております。内容といたしましては、令和5年度給付見込み額に対する市町村介護給付費負担金の増が主な要因となっておりま

す。7ページをご覧ください。

3款1項国庫負担金63億2,658万5,000円を計上しております。対前年度比較で1億8,489万2,000円の増となっております。内容といたしましては、令和5年度給付見込み額に対する介護給付費国負担金の増が主な要因となっております。

3款2項国庫補助金22億6,731万円を計上しております。対前年度比較で9,788万4,000円の減となっております。内容といたしましては、令和5年度給付見込み額に対する調整交付金8,088万5,000円、地域支援事業交付金1,907万6,000円の減が主な要因となっております。8ページをご覧ください。

4款1項支払基金交付金97億1,115万4,000円を計上しております。対前年度比較で1億8,968万円の増となっております。内容といたしましては、第2号被保険者の皆さまが支払基金を納める保険料の交付金となっており、介護給付費交付金2億296万7,000円の増及び地域支援事業費交付金1,328万7,000円の減が主な要因となっております。

5款1項県負担金49億5,379万1,000円を計上しております。対前年度比較で5,942万円の増となっております。内容といたしましては、令和5年度給付見込み額に対する介護給付費負担金5,942万円の増が主な要因となっております。

5款2項県補助金3億5,345万4,000円を計上しております。対前年度比較で1,076万9,000円の減となっております。内容といたしましては、令和5年度地域支援事業の見込み額に対する地域支援事業交付金の減が主な要因となっております。9ページをご覧ください。

5款3項財政安定化基金支出金、費目存置での予算計上となっております。

6款1項財産運用収入及び7款1項寄附金についても費目存置での予算計上となっております。

す。

8款1項基金繰入金4億7,544万8,000円を計上しております。対前年度比較で1億2,153万5,000円の増となっております。内容といたしましては、介護給付費準備基金繰入金の増に伴うものとなっております。10ページをご覧ください。

8款2項一般会計繰入金6億3,582万1,000円を計上しております。対前年度比較で1,401万円の増となっております。内容といたしましては、低所得者保険料軽減繰入金の増に伴うものとなっております。

9款1項繰越金1,400万、前年同額での予算計上を行っております。

10款1項財政安定化基金貸付金、費目存置での予算計上となっております。11ページをご覧ください。

11款1項延滞金加算金及び過料141万8,000円を計上しております。対前年度比較で68万4,000円の増となっております。内容といたしましては、第1号被保険者延滞金の増となっておりますが、直近数年の実績をもとに算出しております。

11款2項預金利子、費目存置での予算計上となっております。

11款3項雑入4,000円を計上しております。対前年度比較で5万3,000円の減となっております。内容といたしましては、科目の廃止及び雇用保険料個人負担分の減に伴うものとなっております。歳入は以上でございます。12ページをご覧ください。

歳出をご説明いたします。

1款保険給付費の増減内容につきましては、第8期事業計画値をもとに直近2年の実績値、また令和4年度決算見込み額を考慮し試算しております。

1款1項介護サービス等諸費318億9,091万5,000円を計上しております。対前年度比較で

7億729万5,000円の増となっております。13ページをご覧ください。

1款2項介護予防サービス等諸費6億8,722万5,000円を計上しております。対前年度比較で1,107万6,000円の増となっております。

1款3項その他諸費3,419万2,000円を計上しております。対前年度比較で59万3,000円の増となっております。14ページをご覧ください。

1款4項高額サービス等費10億1,212万1,000円を計上しております。対前年度比較で1,612万3,000円の増となっております。

1款5項特定入所者介護サービス等費で10億8,440万2,000円を計上しております。対前年度比較で1,624万1,000円の増となっております。15ページをご覧ください。

2款1項介護予防日常生活支援総合事業費12億5,639万1,000円を計上しております。対前年度比較で4,746万7,000円の減となっております。内容といたしましては、介護予防日常生活総合支援事業にかかる負担金補助及び交付金の減に伴うものとなっております。17ページをご覧ください。

2款2項包括的支援事業任意事業費10億1,900万9,000円を計上しております。対前年度比較で2,396万8,000円の減となっております。内容といたしましては、包括的支援事業任意事業にかかる負担金補助及び交付金の減に伴うものとなっております。

2款4項その他諸費200万3,000円を計上しております。対前年度比較で174万5,000円の減となっております。内容といたしましては、国保連合会へ支払う審査支払手数料の減に伴うものとなっております。18ページをご覧ください。

3款1項財政安定化基金拠出金、費目存置での予算計上となっております。

4款1項保健福祉事業費3,309万4,000円を

計上してございます。対前年度比較で641万2,000円の減となっております。内容といたしましては、構成市町村が実施する地域支援事業の推進を目的に交付しております保険者機能強化推進交付金の減に伴うものとなっております。

5款1項基金積立金、費目存置での予算計上となっております。19ページをご覧ください。

6款1項交際費3,000円を計上しております。対前年度比較で166万6,000円の減となっております。内容といたしましては、一時借入金の利子166万6,000円の減となっておりますが、過去数年実績がないため今回費目存置での予算計上を行っております。

6款2項財政安定化基金償還金、費目存置での予算計上となっております。20ページをご覧ください。

7款1項償還金及び還付加算金5,520万2,000円を計上しております。対前年度比較で750万8,000円の増となっております。内容といたしましては、第1号被保険者の方に対する保険料還付金となっておりますが、実績値の増に伴うものとなっております。

7款2項延滞金、費目存置での予算計上となっております。

7款繰出金については過去数年実績がございませんので、科目を廃止しております。21ページをご覧ください。

8款予備費につきましては前年同額の3,000万を計上しております。歳出は以上でございます。

議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長 花城勝男** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

志村議員。

**○20番 志村幸司** 二点程お聞きいたします。12ページですね、1款の2項介護予防サービス等諸費のところですね。この方で介護予防福祉用具購入費987万9,000円入っておりますけれども、これは何を購入する、何をどれだけ購入する予定でいらっしゃるのか。それと次のページの13ページですね。介護予防住宅改修費、金額具体的に入っておりますけれどもどこどこ改修するとかそういうのが決まっているんですか。ご答弁下さい。

**○議長 花城勝男** 業務課長。

**○業務課長 比嘉利季子** ではお答えいたします。まず最初12ページの介護予防福祉用具購入費、それはですね被保険者の方が介護保険サービスを利用して、それで購入する金額、そこを計上しております。同じく住宅改修費の方もですね、介護保険サービスの方で一人あたり住宅改修費というのが20万円あって、その1割負担は本人が負担、あと3割負担とか、というのが本人が負担する分があるんですけど、その残りの分を計上して、予定っていうのかな。今年度どれ位必要かどうかというのを予定して計上しているところでございます。

**○議長 花城勝男** 志村議員。

**○20番 志村幸司** 今のお話でいくと恐らく実績ベースで予測してみたいな形なのかなというふうに思ったんですけれども、どれ位の件数を予測しているとかそういう金額ベースで予測を立てられたんですか。それとも1件あたりというような件数で積み上げてるんですか。今13ページの質問なんですけれども。お願いし

ます。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩 (午後 3 時 10 分)

~~~~~

再 開 (午後 3 時 12 分)

○議長 花城勝男 再開します。業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 その計算式と言うのは、今手元にないんですがワークシートを利用して人口とまた伸び率でどれ位かかるだろう、というようなことを推計して計上していることになります。

○議長 花城勝男 志村議員。

○20番 志村幸司 今そばで聞いていても恐ろしくかなり複雑な計算式が入っているということだと思えますけれども、やっぱり一人あたまであるとか1件とかの金額は分かっておりますので、出ておりますので。これがこういう内容でこれぐらい上がるから、とかそれ位の予測値というのをちゃんと本当にそれに使われているか、というところが本来の大事なところになってくると思いますのできちんとここはもうちょっと明確にこういうふうな配分で計算、保険料の案分の仕方とかみたいにですよね。多少複雑ですけれどもこういうふうに大雑把に言うてきてますよ、という位の説明はできるようにしていただきたいなど。これは要望です。以上です。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。

松田議員。

○12番 松田昌邦 7ページですね、歳入の国庫支出金の中の2項国庫補助金がありますね。この中の1億調整交付金、この方が8,088

万5,000円大幅減なんですね。この説明の中の介護給付費調整交付金の減なのか、総合事業調整交付金の減なのか、それと全国的なものなのか、沖縄県だけなのか、というところをまずお聞かせ下さい。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩 (午後 3 時 15 分)

~~~~~

再 開 (午後 3 時 15 分)

○議長 花城勝男 再開します。総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ただいまの質問にお答えします。調整交付金の方が減ってる理由ということによろしいでしょうか。これについては、人口また所得の推計の方がやはり減ってる、ということでこのように今回8,000万余り減額となっております。以上です。

○議長 花城勝男 松田議員。

○12番 松田昌邦 前年と比べて2項目も減ってる、という理解でよろしいですか。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 お見込みのとおりでございます。

○議長 花城勝男 松田議員。

○12番 松田昌邦 それではもう一点ですね、18ページです。1項の保健福祉事業費の中の保険者機能強化推進交付金、この方が600万円余り減ってますよね。先程の説明では29市町村に移行するお金だと思ってんですが、まずその説明とですね何故600万落ちていくのか、というこれも一律全関係市町村が落ち

ているのかこの辺確認したいです。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩 (午後3時17分)

~~~~~

再 開 (午後3時20分)

○議長 花城勝男 再開します。総務課長。

○総務課長 豊見本勝 お答えします。こちらについては、国の交付金自体が400億から50億減になりまして現在350億となってるそうです。こういった影響を受けてですね配分される交付額というものが減少しているようです。それが影響しているようです。

○議長 花城勝男 松田議員。

○12番 松田昌邦 これは沖縄県に400億が350億になったという理解でしょうか。それとも全体的な総額ですか。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 これについては全体になります。国全体です。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。
新垣議員。

○13番 新垣千秋 では二点程ですね予算書確認させて下さい。予算書まず14ページ2款1項介護予防日常生活支援総合事業費、これがマイナスになっています。説明の中では交付金の減ということだったんですが、各市町村の介護予防日常生活支援総合事業、事業料っていうんですかねそれが減ることになるんでしょうか。その点確認させて下さい。

同じ内容で、予算書の16ページ2款2項包

括的支援事業任意事業費、これも同じように前年と比べて減額されております。説明の中での理由も同じように交付金の減ということであつたんですが、こちらも同じように各市町村の事業、それが減ることになるんでしょうか。その点説明もう少し詳しくお願いします。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ただいまの質問にお答えします。各市町村もやはり交付額が減ってる、ということになります。両方共ですね減ってるということになります。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 各市町村の交付が減るということは事業料も減る、ということでしょうか。

○議長 花城勝男 総務課長。

○総務課長 豊見本勝 事業料の方が減っている状況です。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。
永山議員。

○18番 永山清和 ちょっと今の新垣議員と同じところなんですが、総合事業のところと包括的支援事業のところの2点、2箇所が4,000万余り7,000万超えて減ってるということなんですけども、この減る理由というのは事業料が少なくなったとかという形でちょっと今説明あったと思うんですけども、その要因ですか、市町村がこれだけしか必要ないからということなのか。そういうことで市町村の要望に応じて積み上げていって、それ位の事業料しかないか

らこれだけになりました、というところの解釈でいいのか。あるいは前年が実績がそうだったのでそういう形の入れ方をしているのか、ということなんですよね。そこをちょっと確認させて下さい。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩 (午後3時22分)

~~~~~

再 開 (午後3時23分)

○議長 花城勝男 再開します。総務課長。

○総務課長 豊見本勝 各市町村の要望、実績自体が落ちてるといことが原因のようです。

○議長 花城勝男 永山議員。

○18番 永山清和 ちょっと私の一般質問の中でもそのように訴えたところがあって、高齢化率はどんどんどんどん上がっていきます。それに伴っても介護の方も認定率もどんどん上がっていく可能性が高いわけですよね。それを抑えたい、そうじゃないと保険料の方も上がっていく、そこをだからどこで抑えるか、お金の問題でいえば保険料も上がっていく、全国一高い、そこを抑えようと思うんだったらこのところが一番肝心なところかなと思うんですよね。ここをいかに予算化するか大きくするかふくりますかとか事業を展開していくか、というところだと思うんですよ。そこができないといけないんじゃないかなあと。だからそこが昨日の研修会でも言ったように3年から5年で担当職員もどんどん変わっていく、事業が分からないうちにどんどん変わっていく、という形だともう中々これが進まない原因はここにあるんじゃないかなと思うんですよね。だからこのところをもっと増やすような方向性を考えないといわば昨日も、今日もマンパワーって言った

んですけどやっぱり人がいないと事業も中々進まないし、ただ事業をやってるじゃなく本当はその包括支援センターなり地域支援事業の担当が、地域に入り込んでいってこういうことですよと介護保険料もこんなして1ランクから3ランクが均一化されますよ、保険料上がりますよ、全国一高いですよどうしますか。だからそういうことを含めて地域でお互いが支え合うとか、お互いの居場所づくりとかそういうのが必要なんですということを地域の皆さんに訴えていかないといけないんだと。そこまで中々いきつかない、だからそんな事業展開しようとしても中々そこができない。そこを考えた場合に例えば、担当課長会議ありますよね、担当者会議もあると思うんですけどこれ早めに手当てしないとこのまま落ちていだけじゃ全然止まらないと思うんですよ。保険料は上がっていただけだと思うんですよ。だからそのところを是非早めに手当てして、逆にこれから補正で増やしていくってことをちょっと考えていただきたい。要望です。以上です。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。  
普天間議員。

○19番 普天間真也 すみません、今の永山議員の質問の関連なんですけども、事業等で予算が前年と比べて増えている事業と減っている事業がありますけども、先程の別の方からの質問でまた、18ページの4款1項の保健福祉事業費、こちらも600万程減額となっている理由が国全体での交付金の金額が400億から350億に減っているため、そのため事業費も減っているという説明だったんですけど、その理解でよろしいですか。これがあった場合16ページの先程永山議員からもおっしゃられたとおり、二つ程4,000万と3,000万程ですねこちらも事業費減っているんですけども、こちらもこの交付

の400億から350億に減ってる、というのの絡みもあるということですか。それとも自治体からの要請自体が減っているから減っている、という解釈ですかね。ちょっとそこら辺が分からなかったので説明をお願いします。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩 (午後3時26分)

~~~~~

再 開 (午後3時27分)

○議長 花城勝男 再開します。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。先程の答弁の絡みの方でも質問なさってるんですが、18ページの保健福祉事業費こちらの方については先程も説明があったとおり、国全体で400億規模の予算が350億に減じられてございますのでこの50億円の影響が今回出てきております。それとあと一点、地域支援事業の減については実績を基につくってはいるんですけども、やっぱり市町村さんの要望も減ってきているということで減になっている、ということが主な理由でございます。先程永山議員からもお話があったとおりですね、こういったところを強化していかないと今後保険料の高騰を招いていきますので、我々広域連合といたしましてもちょっと強くですね今後進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長 花城勝男 普天間議員。

○19番 普天間真也 今事務局長からお話があったんですけども、この介護予防等ですね本当にこれから頑張っていくといけないところ、強化していかないといけないところだと思いますのでやっぱり市町村からの申請で事業費が減ってるということは分かるんですけども、

そこは強く訴えてもらって私もちょっと市に持ち帰ってそこら辺は強く私からも言いたいとは思いますが、そこら辺やっぱり活用していくように進めてもらえたらと思います。以上です。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 花城勝男 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は別紙のとおり決定しました。

日程第14 閉会中の継続調査の件を議題とします。議会運営委員長から会議規則第63条

の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会で議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第64回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会 (午後3時33分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

花 城 勝 男

署名議員 (議席番号4号)

島 袋 輝 也

署名議員 (議席番号6号)

當 山 直 彦